

都調協だより

2026.1 No.105

一般社団法人 東京都調査業協会

差別は 許されません！



差別につながる身元調査を
しない決意、させない社会

就職や結婚のときに、出身地や家庭環境
を調べる身元調査は、いますぐやめましょう。

目 次

○三役挨拶	2
一般社団法人東京都調査業協会 会長 東野光臣／副会長 神谷知宏 専務理事 丸田太郎／名誉顧問 高橋新治	
○寄稿	7
警視庁生活安全総務課 防犯営業第二係長 警部 上村知覚 様	
○都調協行事報告	8
理事会 支部会 委員会 他	
○法律 日常生活での法律解説／第8回	12
弁護士 萩原達也 様	
○会社訪問／第26回	13
ツイセン株式会社 丸田太郎 様 あおい総合調査上野 小櫃康一 様	
○特集 ◆知っておきたいGPSの最新情報◆	16
GPSは、現代人の敵!? 味方!?	
○調査で困ったときの消費者サポートセンター	21
○相談事例集	22
○新規会員の紹介・会員一覧	24
○新顧問・監事・理事挨拶	28
○お知らせ	31
○コラム	32
YouTubeチャンネル【小さな相続専門TV】税理士 木村聡子	
○都調協のあゆみ	34
○協会組織図	35
○倫理綱領・自主規制	36
○広告欄	37
○編集後記	44

一般社団法人 東京都調査業協会 会長 東野 光臣



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様におかれましては、日頃より協会活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。このたび、引き続き当協会の会長を拝命することとなり、身の引き締まる思いとともに、皆様の信頼にお応えできるよう誠心誠意努めてまいる所存です。

昨年も、社会・経済ともに変化の著しい一年でありました。ウクライナ情勢や中東地域の緊張、円安や物価高といった日本経済への影響、そして民法・商法など法制度の見直しなど、私たち調査業に関わる環境も確実に変化しています。こうした複雑な時代だからこそ、調査業に求められる信頼性と機動力そして倫理観の重要性が改めて問われていると強く感じております。

昨年も100名を超える参加者を迎えて研修会を開催し、大変有意義な時間を共有することができました。日進月歩で進化する情報社会において調査技術もまた常にアップデートが必要です。研修会では、最新の機材や法的知識、倫理観に関する講義に加え実務に即した内容を数多く取り入れ、多くの参加者から高評価をいただきました。参加された皆様の真摯な姿勢に、業界全体の明るい未来を感じております。

特に注目すべきは、会員一人ひとりが高い職業意識と倫理観を持って業務に取り組んでいることです。消費者からの苦情・クレームは一件も報告されておらず、これは大変誇らしい実績です。調査業が社会的信頼を獲得するには、こうした日々の積み重ねこそが何よりも重要です。

昨年、警視庁担当官より「調査業界の一本化が望ましい」との意見が寄せられました。これは、業界の未来を見据えた極めて重要な提言であり、当協会としても深く受け止めております。

現在、調査業に関する複数の団体が存在しており、それぞれの役割を果たしつつも、今後は互いに協調・連携し、時には合流を視野に入れることも選択肢となるでしょう。あくまで対立ではなく、相互補完・信頼醸成を基盤とした「協調による統一」を目指し、今後も他団体との意見交換や合同研修、交流を積極的に推進してまいります。

また、会員数の拡大も当協会の継続的な課題であります。新規会員の獲得には、探偵業の魅力を正しく伝え、若手の育成や他業種からの参入を促す環境づくりが不可欠です。同時に、既存会員とのネットワークを強化し、互いに学び合い、支え合える関係性の構築にも注力してまいります。

さらに、近年ますます顕著になっているのが、弁護士との連携案件の増加です。

離婚における証拠収集、財産分与のための資産調査、さらにはお子さまの交友関係や学校内でのいじめなどに関する調査依頼など、弁護士との二人三脚で案件に取り組む機会が急増しています。法的な枠組みの中で、私たち調査業が果たせる役割は大きく、依頼者にとっても「調査＋法律サポート」という強力な体制が安心と信頼を生んでいます。

企業の信用調査や内部不正、情報漏洩といった事案への対応も、調査業の重要な任務となってきました。昨年も上場企業で発覚した背任事件、元役員による巨額横領、情報漏洩をめぐる内部告発など、企業経営に深刻な影響を及ぼす事案が多数報じられました。こうした背景のなか、企業コンプライアンスやリスクマネジメントの一環として、調査業が担うべき責任と使命は一層重くなっています。

ここで、昨年後半より注目を集めている国際的な経済政策——いわゆる「トランプ関税」についても触れなければなりません。アメリカが再び保護主義的な政策を強め、特に日本の自動車・機械・部品といった輸出産業に高関税を課す可能性が取り沙汰されるなかで、多くの日本企業が、サプライチェーンや販売戦略の見直しを迫られる状況にあります。

このような地政学的・経済的な変動は、調査業界にも新たな役割を求めています。たとえば、海外取引先の信用調査・貿易関連企業の反社チェック・海外現地法人の実態調査・海外工場や資材調達先のリスク診断・日本国内における系列会社の背任・情報漏洩の早期発見といったニーズが、かつてないほど高まっています。

とりわけ中小企業やスタートアップ企業にとっては、外部環境の変化に対して脆弱であるため、調査業による早期のリスク把握と助言が企業の命運を分ける局面も少なくありません。

私たちは、こうした時代の流れを捉え、国内外を問わず調査の専門性とフットワークを活かして、企業の経営基盤を守るパートナーとしての使命を果たしてまいります。

調査業の社会的意義が拡大する一方で、その信頼性と専門性をいかに維持・強化していくかが、今後のカギとなります。私たちは、研修や倫理指導を通じて、会員の資質向上を図るとともに、法令遵守の徹底と依頼者の利益を最優先に考えた行動を貫いていく必要があります。

本年も、皆様とともに協会活動をより活性化させ、調査業界の発展に貢献してまいりたいと存じます。挑戦と変革の時代において、今こそ一致団結し、知恵を出し合いながら次の世代へと繋ぐべき価値を築いていきましょう。

結びにあたり、会員の皆様のご健康とご多幸、そして本年がより良い一年となりますことを心よりお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



三役挨拶

一般社団法人 東京都調査業協会

副会長 神谷 知宏

新年あけましておめでとうございます。皆さまにおかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は会員皆様方に格別のご支援ご鞭撻を賜り、誠にありがとうございました。

昨年は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、ようやくアフターコロナへの転換期に突入できたかに思われました。しかし、移行後から再びコロナウイルスの感染が拡大しており、このままエンデミック化する可能性も指摘されています。引き続き感染防止に留意しながら、各種事業を実施して参ります。

一方で、ウクライナ情勢の膠着、中国バブル崩壊の危機、アメリカFRBの利上げと、世界情勢は全く予断の許されない状況にあります。それらの影響を受け、わが国でも物価高騰に伴い、消費の落ち込みが続いております。不安続きの情勢ではありますが、当協会は今後も会員の皆様のニーズに応えられるよう、会員の相互交流や関係機関との連携強化に努めて参ります。

さて、当協会では昨年度から会長が東野氏に代わり新体制での再スタートとなりました。



課題としまして

- 1、会員数の増加を目的とした各支部会の活性化。
- 2、教育研修会を通して会員のみならず探偵業界全体に法令遵守を啓蒙してまいります。
- 3、会員同士の業務のやり取りの架け橋となり、特に新入会員の業務が軌道に乗る様にサポートをします。
- 4、都調協以外の協会の方々と交流を活発に行い、昭和63年の業界一本化に倣い、連絡協議会を設立いたします。

終わりに会員皆様方の益々のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



三役挨拶

一般社団法人 東京都調査業協会 専務理事 丸田 太郎

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

東京都調査業協会、会員の皆様におかれましては、平素より当協会活動にご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

得意ではありませんが経済の話をししばかり。

我が国のデフレは1990年代前半のバブル崩壊後から緩やかに始まり、1997年の消費税増税を機に本格化し、2001年から2012年頃まで持続的な物価下落が続いたと指摘されています。その後の10年ほどはインフレに転じそうでした。ところが、世に「デフレからの脱却」と言われた時期が続きます。

2022年からの数年は緩やかな物価上昇に転じており、総務省統計局は「デフレ状況ではない」、日銀は「インフレ状況にある」との見解を表明しております。しかし国民の実質賃金は上昇しておらず、一部専門家からは景気停滞と物価上昇が同時に起こる「スタグフレーション」状態であるとの指摘もあります。

そもそもインフレ／デフレとは需要と供給のバランスが数字として物価に現れた状態を言います。供給過多になると物が余り、買い手がなく物価が下がります。物価が下がると企業の利益が伸び悩み、社員の賃金に影響します。この連鎖が続く状態をデフレスパイラルなどとも言います。逆にインフレは需要が供給を上回り、物の価値が上がる状態を言います。

これらインフレ／デフレの要因は単純なものではなく、人口減少、高齢化、低賃金労働者の他国からの流入、原材料・エネルギー価格の変動、為替の変動など様々で、それらが複雑に絡み合い、更に一般国民の「消費マインド」という感覚的なものが加わってGDPデフレーターに影響します。

統計局、日銀、経済学者によって経済状況に対する見解が異なるのも判断材料の複雑さによるものでしょう。



さて、ここまで専門家よろしく、アレコレと書き連ねてきましたが、私が一番憂えるのは調査業界の市場価格が国内の経済指数と全くリンクしておらず、長期間にわたりデフレーション状態であるということです。

私が調査業を始めた40年前の現場調査員の末端価格は概ね3000円／1時間（調査員1名）でしたが、現在においても、この末端価格はほぼ同じです。「動かざること山の如し」です。燃料費や宿泊費といった経費だけが上がっています。末端価格の底上げは下請けに特化している個人業者には無理な話です。

毎年、一定数摘発される不良業者の撲滅、新規参入業者への基本的遵守事項の指導、調査の必要性を感じながらも悪いイメージを持って依頼を控えている顧客層へのアプローチ、業界のイメージアップ、それらを下支えする業界全体の健全化。これらの活動を業界が一丸となって行う必要があります。

各業者の努力には限界があり、業界内に数ある団体が目的意識を共有し連携しなければなりません。その旗振り役を担うべき団体が当協会であると確信しております。



三役挨拶

一般社団法人 東京都調査業協会 名誉顧問 高橋 新治

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、気分新たに希望の新春をお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。

さて、昨年10月15日女性初の首相になられた高市早苗第104代新総理大臣とは少なからずご縁がございます。ご主人の高市拓(旧姓山本)様とは私共が事業を営むうえで最も大切な礎であります「探偵業の業務の適正化に関する法律」いわゆる「探偵業法」が国会議員により発案・提出した「議員立法」で成立するに際し、ワーキングチームの座長として多大なご尽力をいただいた方で、小生は「東京都調査業協会」および「日本調査業協会」の会長職を通じ19年以上のお付き合いが続き、今でも高市拓様とは私が関係する二つの法人、食料安全保障の観点から地政学的リスクや天変地異に対処して食料の安定生産のシステムを研究開発する目的をもって設立し、現在、栃木県那須町に植物工場を展開している「一般社団法人日本みどりの食料システム推進協議会」。日本の防犯上設置されたカメラのセキュリティの安全を検証する「一般社団法人日本カメラセキュリティ認証協会」の各理事を担っていただき、共に日本の安全で健全な社会生活を守る活動に尽力させていただいております。

人生は、人と人との出会いが大事であり、その大切さに気付く事であります。

私は出会いを大切に、育む事を常に心掛け、今日に至っておりますが、今般の高市早苗宰相誕生に際し、不思議なご縁を感じずにはいられず、喜びの共有に感謝している一人でもあります。



トランプ関税に表される自国第一主義のナショナリズムが、一段と強まることが予測される、国際情勢下に対峙する「高市新総理大臣」のポジティブで、エネルギッシュな舵取りにより、インフレと高関税に揺らぐ日本経済が久々に活気づき、躍動する事に期待したいものであります。

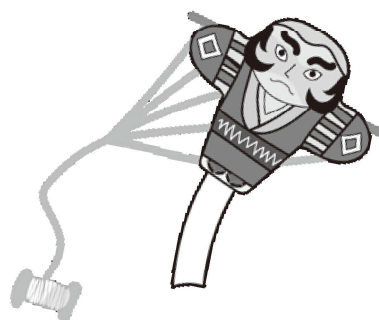
一般社団法人東京都調査業協会は日本で最も古く、かつ、都道府県単位では最大の業界団体でもあります。

また、主務官庁である警視庁はじめ、各地消費生活センター・消費者団体・弁護士の先生方と出会う機会も多数あり、真面目かつ真摯に業務と取り組む仲間との出会いも沢山あります。

社会を支える組織人、良き先輩、良き仲間との出会いも都調協の会員だからと思っています。

多岐にわたる人との出会いを大切に、皆様の事業に反映出来れば成長のチャンスは沢山あります。

会員の皆様も「午年」にあやかり、勢いとエネルギーに満ちた充実した年としてください。



不便さがもたらす価値

警視庁生活安全総務課 防犯営業第二係長 警部 上村 知覚 様

新年、明けましておめでとうございます。東京都調査業協会の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素から警察行政各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り、特に、教育研修会を通じた法令遵守、適正営業の啓発と悪質業者の排除、調査技術の向上による消費者保護にご尽力されていることに厚く御礼申し上げます。

さて、平成18年に「探偵業の業務の適正化に関する法律」が公布されてから今年で20年を迎えます。当時、本法が制定された背景には、調査に絡む探偵業者と依頼者や調査対象者とのトラブルの増加をはじめ、違法不当な調査による犯罪行為や権利侵害、「調査業」「興信所」「探偵」等統一されていない呼称や定義が曖昧な業務内容など、業界としての問題点が数多くありました。

こうした過去の経緯を振り返り、「探偵業の業務の適正化に関する法律」の成り立ちが消費者保護、ひいては人権擁護をその土台としているという事実を銘記し、適正営業と業界健全化への教訓としていただきたいと思います。

この20年で社会情勢は劇的に変化し、プライバシーや個人情報に関する国民の意識も非常に高まりました。こうした変化に伴って、探偵業務の需要も増加している一方、デジタル技術などの発展によって、探偵業者が行う調査手法にも様々な変化があったことと思います。

一般的に「便利」と「リスク」は表裏一体、対の関係として用いられることが多々あります。

例えば、スマートフォン1つで手軽にオンラインショッピングが楽しめるようになった一方、偽のショッピングサイトに誘導され、クレジットカード情報を入力させられて身に覚えのない請求が届くという、クレジットカード情報の漏えいによる被害も増加しておりますが、これはまさに情報技術の発展(便利)と情報セキュリティ上の脅威(リスク)が隣り合わせの関係にある例だと思えます。こうした「便利」と「リスク」の問題を探偵業者が行う業務に置き換えて考えてみたいと思います。

事業である以上、調査をいかに低コスト、短期間で確実に終えるかは収益を上げるうえで重要な要素ですが、金銭的、時間的コストの削減にばかり事業者の意識が向いてしまい、必要なコストを省いた調査活動を安易に行った結果、犯罪行為・不法行為を犯してしまうというケースが散見されます。

一例を挙げれば、調査対象者の所在や行動調査を少人数、短期間で終えるために承諾なく車両にGPS機器を取り付けるストーカー規制法違反幫助や迷惑防止条例違反など、調査の簡便性と引き換えに行われる探偵業者の法令違反行為は枚挙にいとまがありません。

一方、近年「不便益」という言葉を目にする機会が増えてきました。これは文字通り「不便さの中に利益(価値)を見出す」という考え方ですが、まさに探偵業に必要な考え方ではないかと思います。

適正で適法な探偵業務には、探偵業法に規定された各義務の確実な履行や他の法令の規定に違反しない調査活動が必要不可欠ですが、その分手間やコスト(不便さ)が掛かります。だからこそ、依頼者への報告に価値があるのです。

探偵業は、誠実で適正な調査業務の遂行を通じて依頼者の期待に応え、依頼者の幸福を実現する意義深い事業であり、安易な利益追求の結果、他人の権利利益を侵害することなどあってはなりません。犯罪行為に該当する調査活動の結果、依頼者による依頼であることが調査対象者の知るところとなり、調査対象者やその関係者だけでなく、依頼者にも不利益を及ぼすことになれば、もはやその調査活動には何の価値もありません。

貴協会会員の皆様には、適法営業によって価値ある報告を依頼者のもとへ届けていただき、依頼者の幸福追求という社会的責任を果たしていただくとともに、悪質違法な探偵業者との差別化を図ることで業界の健全化・適正化を一層推進していただくようお願いいたします。

最後になりますが、貴協会のご発展と会員皆様の事業のご繁栄を祈念して結びといたします。



協会行事

令和7年	1月 15日	理事会	8月 20日	理事会(リモート会議)
	1月 15日	新年会	9月 10日	理事会(リモート会議)
	2月 12日	理事会(リモート会議)	9月 25日	都調協BBQ(築地魚河岸浜焼きBBQテラス)
	3月 12日	理事会(リモート会議)	10月 8日	理事会(リモート会議)
	4月 9日	理事会(リモート会議)	10月 16日	第58回都調協ゴルフコンペ
	4月 15日	第57回都調協ゴルフコンペ	10月 23日	城東支部会
	5月 14日	理事会(リモート会議)	11月 12日	理事会(リモート会議)
	6月 11日	理事会(和泉橋区民館)	11月 12日	城南・城西合同支部会
	7月 9日	理事会(リモート会議)	11月 12日	ミニ研修会
	7月 15日	第77回教育研修会	12月 10日	理事会(リモート会議)

2025.01.15 新年会



2025.04.15 第57回都調協ゴルフコンペ



2025.06.11 理事会(和泉橋区民館)



2025.06.11 総会(和泉橋区民館)



第77回教育研修会

日時 令和7年7月15日(火) 13:00～17:00

会場 (一財)日本教育会館 7階

講義内容

1時限 「人権問題と適正な調査」

東京都総務局人権部

同和啓発担当課長 加藤いずみ 様

2時限 「ライトルームを使った静止画の編集について」

フリーランスカメラマン 中村大晃 様

3時限 「探偵業の刑事事件の関わり方」

事件相談古村事務所 代表 古村靖尚 様

4時限 「探偵業の現状と今後の課題」

警視庁生活安全部生活安全総務課

防犯営業第二係長 警部 上村知覚 様

参加者 110名



2025.09.25 都調協BBQ



2025.10.23 城東支部会



業務適正化委員会報告

委員長 神谷 知宏

令和6年10月から令和7年9月の期間、当会に42件の消費者からの電話があり、4件の苦情相談を受けて解決いたしました。相談の中に苦情とは言い難い着手前のキャンセルの問題があります。依頼者が契約を済ませて家に帰り、よくよく調べたら、自分が頼んだ業者の調査料金が他社に比べて高い事に気が付いて、業者にキャンセルを申し入れたら、「既に着手しているのでキャンセル料が料金の50%と言われた、法外過ぎる」などと当会に相談してくる人が多々います。

当会としても相談者に、「大人が契約書にサインをしたならば最低限の責任は生じます、0円では解除は出来ませんよ」とまず冷静になっていただくのですが、ここで問題なのが「既に着手した」という業者の言い分です。行方調査ならば既に着手したという事は十分にあり得ますし、理解が出来るのですが、尾行調査の為の下見やシフトを組んだだけで着手にあたるのか。下見と言っても昨今はネットの情報を見ただけなのではないかと疑ったりもしてしまいます。

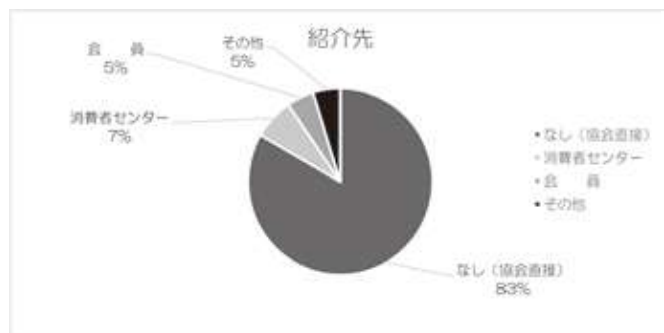
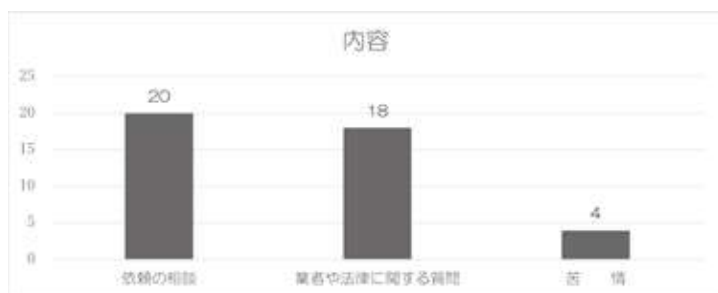
着手とは法律用語で履行にあたります。宅建業法では手付金を放棄すれば解除したものと見做されますし、履行前の解除の損害賠償予定額は最大でも20%という特約での定めもあります。今後の探偵業法改正に向けて、履行(着手)の定義のガイドラインを監督官庁と擦り合わせをし、法外なキャンセル料の禁止も考える必要があると思っております。100万円の契約をして数時間後にキャンセルをした場合、探偵が実際に稼働をしていなくても50万円を支払えというのは私の感覚では異常です。

当会は探偵業者が仕事をし易い環境を作る事が大事な使命の一つです。法的にはギリギリなのだから業者に有利な法解釈をしてくれても良いのではないかと声もありそうですが、昨今の世相にそぐわない探偵業界の因習は是正して世間の信頼を得る事で探偵業の市場規模の拡大に繋がると考えております。

苦情内容(令和6年10月～令和7年9月)

一般社団法人東京都調査業協会

苦情内容	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
調査結果	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
料金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
解約	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
契約書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
報告書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
件数	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4



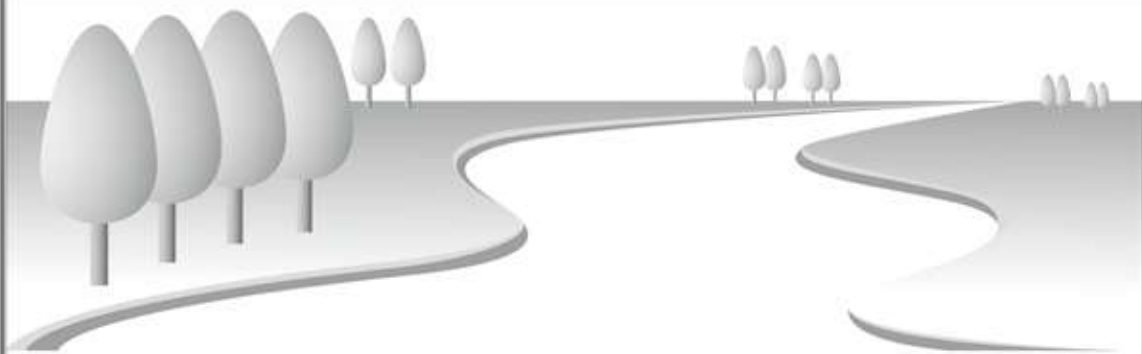
シリーズ記事

日常生活での法律解説

会社訪問

特集

相談事例集



Tokyoto Investigation Service Association

企業における不当要求対応について -カスタマーハラスメントなど-

令和6年10月11日、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例、いわゆるカスハラ条例が公布されました。

カスハラ条例では、「顧客等からの著しい迷惑行為であるカスタマー・ハラスメントは、働く人を傷つけるのみならず、商品又はサービスの提供を受ける環境や事業の継続に悪影響を及ぼすもの」とも規定されています。

企業としては、仮に顧客からの不当要求を受けて放置した場合、顧客間の不公平を生じさせたり、企業価値を損なったりするのみならず、従業員の健康に関する安全配慮義務という部分でも、責任を追及される可能性があり、適切な対応が求められることになります。

では、不当要求とクレームの違いは何でしょうか？

クレームは、要求の内容自体は正当であり(妥当性が認められ)、かつ、要求の仕方も正当なもの(相当性が認められるもの)を言います。つまり、要求と不満の感情があるところ、相手の不平・不満の感情を和らげれば解決できます。

不当要求は、要求の内容が正当でない(妥当性が認められず)、または、要求の仕方が正当とはいえないもの(相当性が認められないもの)であり、要求と攻撃的な意図があります。そのため、不平・不満の感情を和らげても解決しません。

では、企業はどのように対応したらよいのでしょうか。

まずは、相手が不当要求者なのか否かに関する見極めが重要になります。

相手が不当要求者であることが明らかな場合は、明確に拒否・拒絶をすることになります。

相手が不当要求者か否かが分からない場合は、ひとまず通常のクレームに対する対応をとるのがよいでしょう。

具体的には、まずは謝ります。謝ったら責任を認めたことになるのでは？と思われるかもしれませんが、謝り方が適切であれば問題ありません。

ベリーベスト法律事務所
代表弁護士
萩原 達也 様

東京都港区六本木1-8-7
MFPR六本木麻布台ビル11階



「大変ご不便をおかけしました。」「ご不快に思わせてしまい申し訳ありませんでした。」など、不快感、不満に対する抽象的なおわびをします。

そして、相手を特定します。フルネーム、住所、電話番号を確認します。代理人を名乗るものが出てくる場合がありますが、あくまで本人と交渉するのが原則です。

そして、ひとまずは、話をじっくりと聞きます。

いつ、どこで、誰が、何をして、どのような損害があるのか、不当要求者だとの偏見を持たずに聞きます。

対応は、安全のため、基本的には複数人で、自社内で対応しましょう。

そして、無理してその場で回答はせずに、「調査して、後日連絡いたします。」など、いったん持ち帰りましょう。会社に何か落ち度があったとしても、要求をそのまま受け入れなければならないわけではありません。

相手の要求が正当なものか、すぐに顧問弁護士に相談しましょう。

これらは、一般的な対応の一部に過ぎません。

対応にあたっては、適時に弁護士に相談し、場合によっては、弁護士に窓口になってもらうのが良いと思います。

弊所ではこのようなご相談も承っておりますので、お気軽にご相談ください。

商号 ツイセン株式会社
住所 東京都墨田区菊川3-13-5
電話 03-6659-5946
代表 丸田 太郎
設立 1995年
東京都公安委員会 第30070445



●会社の紹介をお願いします

1984年(当時20歳)からアルバイトなどで調査業に携わり、1993年に「追専特調社」を創業。1995年「ツイセン(株)」に商号改め株式会社を設立して、現在に至ります。

●事務所の所在地をここにした理由や屋号の由来はございますか？

会社の別部門としてオートバイの販売・修理事業を行っており、修理作業の為にガレージと展示の為にショールームといったスペースが必要で、地価(賃貸料)の都合から都心をやや離れて現在の場所(墨田区菊川)に所在しております。社名「ツイセン」は追跡専門を略して命名しましたが、現在では法人調査やコンサル業務など、調査種目は多岐にわたっております。

●代表のご趣味は？

過去に10年ほど母の介護を行っていた時期があり、また、これまで独身の為、必要に駆られて料理を続けていたら、転じて趣味になりました。
楽器演奏(ギター)も長年趣味として続けています。
スポーツは全般的に好きで、自ら発起はしませんが、誘われれば野球・サッカー・テニス・バスケ、と何でも参加します。

●変な自慢などございましたらお願いします

生来の気質か、この業界で揉まれてか、人と争わない温厚な性格が自慢です。
それ故か、人間関係の緩衝材として必要とされる事が多く、気が付けば業界内の4団体に所属し、会費支払いに窮しております。

●この仕事を始めるきっかけは？

まだ社会に出ておらず、右も左もわからない若造だった私にとって「探偵」という言葉は「スパイ」や「忍者」と同義語で、まさに人生のアドベンチャーでした。実際に仕事として始めると「スパイ」でも「忍者」でもない事は分かったのですが、アドベンチャーには変わりなく、飽きずに楽しく現在まで続けております。

●調査の具体的な方法やコツはございますか？また、得意な調査はございますか？

調査の為に特殊機材を作る事が得意です。ゼロから機材を造るような技術は持っていませんが、既製品に少し手を加えて使い勝手を良くしたり、小物の便利グッズを日々、作成しております。

●思い出に残る調査(出来事)、忘れられない依頼人は？

夫の依頼で妻の浮気調査を受件しましたが、面談時の内容から妻の浮気相手が私の中学の同級生という事が分かりました。親しい友人でしたが、内通する訳にもいかず、プロとして冷徹に調査に臨む自信もなく、結局、同業他社へ仕事を回し、対応してもらいました。

●仕事で心がけていることは？

相談(依頼)の時間に関して自分から終わりを決めず、可能な限り依頼者の気が済むまで付き合う事を心がけています。

●業界の今後について、協会運営について何かございますか？

業界内の主要な団体の他、認知度の低い小規模団体も含め、横のつながりを強化し、連携すべきは連携し、将来的には一つの協会にまとまる事を希望します。
業界全体がまとまる事により「監視・指導されるだけの業界」から「モノ言える業界」に変化できるものと考えます。



商号 あおい総合調査上野

住所 東京都台東区上野7-11-7川村ビル402

電話 03-6336-6790

代表 小櫃 康一



●会社の紹介をお願いします

弊社「あおい総合調査上野」は、豊富な現場経験を持つ代表・小櫃(おびつ)を中心に、少数精鋭のチームで活動する調査会社です。特に行動調査を得意としており、代表自身も今なお現場に立ち、長年培った技術と知見で調査チームを牽引しています。調査の現場では、真剣さの中にも遊び心や柔軟な発想を大切にしており、依頼人やスタッフからは「話しているだけでも楽しい」「安心して任せられる」と評価されることも多く、「とにかく明るい小櫃」という印象を持たれることもあります。国内外の複数の調査会社とのネットワークを活かし、大小さまざまな案件に柔軟に対応。お客様のご要望に応じて最適な調査体制を整え、スピードと精度を両立した調査を提供しています。個人のお客様のご相談はもちろん、企業案件にも対応しております。「困った時に頼れる存在」でありながら、関わると少しワクワクする—そんな調査会社でありたいと、日々現場で一步先を行く調査を心掛けています。

●事務所の住所をここにした理由や屋号の由来はございますか？

私は東京都足立区で生まれ育ちました。都心に出る際、最初にたどり着く大きなターミナル駅が上野駅で、幼い頃から何度も訪れるうちに、楽しい思い出も苦い思い出もたくさんでき、個人的に今でも大好きな街です。「自分の好きな仕事を、好きな場所でやりたい」—そう思ったのがきっかけで、弊社を上野に構えることにしました。屋号の由来については、ぜひ直接お尋ねください。面白いお話をお聞かせできるかもしれません。

●代表のご趣味は？

とにかく自然が大好きで、海・山・川、いつでも遊ぶことを考えています。海では釣りや素潜りをして獲れた魚介類を調理し、仲間と囲んでお酒を楽しんでいます。山では知り合いの猟師さんからジビエをいただいて調理したり、子どもと昆虫採集をしたり、春には山菜を採ったりして、季節ごとの楽しみも味わっています。温泉も好きで、温泉巡りをしたり、川でテントサウナを楽しんでそのまま飛び込むこともあります。総務委員長として、秋川溪谷でサウナ会、なかなかいいんじゃないでしょうか。

●変な自慢などございましたらお願いします

自慢ではございませんが、「現場調査員として都内で3番目に上手い!」と、あるお方が言ってくださいました。

●この仕事を始めるきっかけは？

探偵を始める前は、10業種ほどいろいろな仕事を経験してきました。どの仕事もお金のために働くもので、一生やりたいと思える仕事には出会えませんでした。21歳の時に「とにかく楽しい仕事がしたい」と思い、探偵の道を選びました。当時は、探偵学校や資格がなければ雇ってもらえないと思い込み、片っ端から探偵事務所に直談判することを思いつきました。まずは自宅近くの探偵事務所から訪ねていくと、その熱意を買われ、入社させてもらったのがきっかけです。

●探偵をはじめてみてどうでしたか？

正に天職だと、今でも思っています。始めた当初は現場調査しか経験がありませんでしたが、仕事をしている感覚がないほど、毎日楽しく業務をこなしていました。現在も、お客様の相談から現場調査、報告書作成まで、どの作業にも楽しさがあり、ストレスなく取り組んでいます。まさに「仕事をやらせていただいている」という感覚です。

●調査の具体的な方法やコツはございますか？また、得意な調査はございますか？

弊社は行動調査を得意としています。調査車両には、ヤマハ MT-07 という 700cc の大型バイクを用意しており、弊社調査員はもちろん、私自身も現場に出て尾行を行っています。昨今問題視される GPS を使わずに証拠を押さえる調査を得意としています。

●思い出に残る調査（出来事）、忘れられない依頼人は？

最近の思い出深い調査として、2025 年にタイ・パタヤで行った案件があります。男性対象者の女性遊びや大麻の吸引の証拠を収集してほしいというご依頼でした。結果的に 3 日間の調査で、依頼人が求めていた証拠を無事押さえることができました。タイではレンタルバイクを借りてニケツノーヘルで尾行したり、ゴーゴーバーに潜入したりとなかなか刺激的な内容でした。その中の一幕で、通話中の相棒から「マリファナショップを出てウォーキングストリート方面！」と連絡が入り、「了解！ バイク回してあるからいつでも乗れるよ！」と答え、その後ソントウをバイクニケツノーヘルで尾行した時は過去一番楽しい調査でした。

●仕事で心がけていることは？

すべての仕事で心がけているのは、真面目に丁寧に取り組むことです。

●会社の目標を教えてくださいませんか？

現在は個人のお客様を中心にご依頼をいただいておりますが、将来的には企業案件もお受けし、小さな問題から大きな問題まで幅広く対応できる、世のために役立つ調査会社を目指しています。

●協会運営について何かございますか？

弊社は当協会に入会して 9 年目になります。私は今期、理事と城東支部長に就任いたしました。併せて、総務委員長も務めさせていただくこととなりました。協会内での催しや交流の場を積極的に企画・主催し、会員の皆様の情報交換や業務に役立つ機会を一層充実させてまいります。

●お知らせなど

調査員を募集しております。経験者の方は特に優遇いたします。



◆知っておきたい GPS の最新情報◆ GPS は、現代人の敵!? 味方!?

最近、よく耳にする「GPS」について、皆さんはどれくらいご存知でしょうか？

今や、ほとんどの携帯電話やスマートフォンに当たり前のようには搭載されている GPS。地図アプリでは、現在の位置を把握できるため、子どもの見守りに活用されている親御さんも増えています。そのほか、カーナビに搭載されていたり、公共交通機関の運行状況を把握できたり、建設や農作業の効率化に貢献していたりと、幅広い分野で活用されています。ただ、一方で犯罪に悪用されるケースや、裁判になる事例も起きています。今回は、そんな GPS について、詳しくご紹介します。

■そもそも、GPS って、なあに？

もともとは軍事用の技術として、アメリカで開発されましたが、その技術は世界中に広がっています。飛行機や船舶、自動車といった乗り物をはじめ、現在は個人が持つほとんどのスマートフォンにも搭載されています。「どうして、現在位置がわかるの!？」と疑問に思われる方も多いのではないのでしょうか。

仕組みとしては、人工衛星(GPS 衛星)から発せられた電波を受信し、現在位置を特定しています。地球を周回している GPS 衛星の電波を端末が受信し、位置・距離・時刻などを計算して、現在位置を測位するというわけです。ただ、正確には「GPS = 位置情報」と言い切れるわけではなく、計算で導き出しているため、多少の誤差が発生します。さらに、GPS 情報だけで現在位置を特定しているのではなく、スマートフォンの場合は、携帯電話の基地局との距離や Wi-Fi 情報も参照しています。

■GPS の位置がズレることも!?

現在地を特定するのに役立つ GPS ですが、現在の技術では、ズレが生じる場合があります。どんなときにズレが生じるかをご紹介します。

[1]室内にいる場合

室内やトンネル内にいる場合、電波が遮断されると、位置情報が取得できず、ズレが生じる場合があります。

[2]高層ビルに囲まれている場合

高層ビルが GPS に干渉することによって、位置がズレる場合があります。高層ビルが一つだけの場所で影響を受けることは少ないのですが、都心のビル街のように、高層ビルが建ち並ぶ場所では、電波が届きにくくなります。

[3]ネットワークに問題が起きている場合

スマートフォンが受信している電波に不具合があった場合、GPS に影響を与え、精度が下がってしまいます。

[4]スマートフォンに金属製のカバーを使用している場合

丈夫で見た目がお洒落なアルミ製のカバーは、携帯カバーを扱う専門店でも定番商品として販売されていますが、実は電波に不具合を生じさせる可能性があります。位置情報にズレが生じた際には、金属カバーをはずし、再度 GPS を起動させるとつながりやすくなります。

[5]スマホなどの受信機が故障している場合

電波をさえぎる物がないにも関わらず、位置情報をうまく受信できないときは、スマートフォンやカーナビなどの受信機が故障していることも考えられます。また、壊れていない場合でも、スマホの年式によって影響されることがあるため、本体やアプリを最新の状態にしておくことも大切です。

このほか、天候によって電波が受信できないケースがあったり、地下にいる場合や窓のない部屋にしていると電波の受信が安定しなかったり、スマホの時刻設定が違っていると、ズレが生じたりします。

■子ども見守りサービスが人気！

離れていても現在位置がわかるGPSは、子どもの見守りにも役立っています。GPSや無線通信機能を備えた小型端末で、子どもの居場所を把握できる「見守りサービス」を利用する人の数は年々、増え続けています。

携帯電話を持たせる前に、小学生のお子さんに持たせる場合が多く、連れ去りなど子どもを狙った犯罪が後を絶たないなか、購入費用を補助する自治体も出ています。

「見守りサービス」の仕組みは、お子さんがお守り型の小型端末を持っていると、近距離無線通信「ブルートゥース」を活用し、小学校の校門や通学路にあるスーパー付近に設置された受信機を通過すると、親御さんのスマートフォンに「小学校を出ました」と通知が届き、現在地を確認できます。

お守り型の端末を開発したパイオニア企業の「otta(オッタ)」（福岡市）は、2014年の会社設立以降、10年間で福岡市をはじめ全国39自治体で、延べ20万人以上の子どもたちを見守ってきました。2025年現在、学校をはじめ、通学路上のお店や駅、コンビニなど、全国8万か所に見守り端末と通信するための基地局を設置しています。



■GPSがストーカーに悪用される事件も

2024年、北陸地方に住む30代女性から、「車に紛失防止タグを取り付けられた」という相談が警察に寄せられました。警察は複数回にわたって女性を待ち伏せするつきまとい行為を繰り返したストーカー規制法違反で、つきまといをした男性を逮捕しました。

また、2025年4月、「誰かに階段から突き落とされた」と、女性が大阪府内の交番を訪れました。女性に心当たりはなく、府警が交友関係を調べると、SNSで女性を何度も食事に誘い、一方的に好意を寄せている人物が浮上。女性のアルバイト先の小売店に常連客として訪れていた男性でした。警察官が女性の自宅やアルバイト先につきまとう容疑者を複数回にわたって確認し、大阪府警はストーカー規制法違反容疑で逮捕しました。容疑者のスマートフォンからはGPSの専用アプリが見つかり、事情を聴くと、女性の自転車にGPSを取り付けて位置情報を得ていたということです。

2021年に「改正ストーカー規制法」が施行され、無断でGPS機器を取り付けたり、承諾なく位置情報を取得したりする行為は規制対象になっています。

容疑者は5月19日に起訴され、起訴状によると、3月中旬ごろに駐輪場で女性の自転車にGPSを取り付け、4月8日～24日の間に、計6回にわたり位置情報を取得したことがわかっています。5月20日、容疑者は女性を階段から落とした殺人未遂容疑で再逮捕されました。その際、「女性にSNSをブロックされ、腹が立った」と説明。女性は腰や足を打撲する軽傷を負いました。



■紛失防止タグの悪用も、年々、増加！

警視庁によると、全国の警察が2024年に受けたストーカー被害の相談件数は1万9567件。このうち、GPS端末などで居場所を特定された申告は、2021年に比べると5.7倍の883件に上がりました。紛失防止用のタグが悪用されたケースは2023年には3割に満たなかったのですが、2024年には4割となり、年々増加しています。

紛失防止タグは数千円～5千円程度の価格帯が主流で、数センチ程度の大きさでキーホルダー型、財布や名刺入れに入れるカードタイプがあります。ブルートゥース（近距離無線通信）でスマホと連携させて位置を把握できるため、一般的なGPS端末で必要な通信料がかかりません。

持ち主のスマホと距離が離れ、ブルートゥースの通信が届かなくなった場合でも、タグの近くにある他人のスマホを介して位置情報を把握することができます。警察幹部は「小型で利便性が高い反面、ストーカーに悪用された場合に気づきにくい」と警戒を強めています。紛失防止タグは、製品によっては悪用を防ぐ機能を備えているものもあります。連携したスマホが一定時間、一定の距離以上離れたままだとタグが警報音を発し、他人のタグが身近に存在することをスマホ経由で通知します。ただ、こうした装置がある製品は一部に過ぎず、過去には対策を無効化した改造品のタグが販売されたこともありました。

居場所が簡単に特定できるので、ストーカー行為のエスカレートにつながりかねないのが実情です。不安がある場合には、身の回りを見慣れない機器がないかを確認し、不審な点があった際には警察に相談してください。

■GPS 機器を使った、ストーカー手口とは !?

ストーカーというと、つきまとわれたり待ち伏せされたりするイメージが一般的ですが、最近では、GPS 機器を利用し、行動パターンを探る手口も増えています。

相手の承諾を得ずに GPS 機器等で位置情報を取得したり、相手の所有するものに GPS 機器などを取り付けたりする行為は、ストーカー規制法の改正で規制対象になっていますが、GPS 機器は小型で目立たないものも多く、気づくのが難しいことも事実です。GPS 機器をひそかに設置する手口としては

- ◆車や自転車などに無断で GPS 機器を取り付ける
- ◆知らないうちにバッグや上着などに GPS 機器を入れる
- ◆プレゼントに GPS 機器を忍ばせる
- ◆位置情報を共有できるスマホアプリを無断でインストールする



などがあります。

気づかずに日常生活を送っていると、通勤時間やよく行くお店などの行動パターン、現在の居場所などが特定されます。また、GPS機器を忍ばせた郵便物を旧住所に送り、転送サービスで転居先を割り出すという悪質な手口も報告されています。実は、ストーカーの加害者は、配偶者や交際相手(元を含む)が約半数を占めていることがわかっています。縁を切ったはずの相手からこっそりGPS機器を取り付けられたり、送られてきた荷物に忍ばせてあったりする可能性があることも覚えておいてください。

■GPS で追跡しても見張りではない !?

元交際相手らの車に無断で GPS を取り付け居場所を知ることが、ストーカー規制法が禁じる「見張り」に当たるかどうか争われた2つの事件の上告審判決で、最高裁第1小法廷は2020年7月30日、裁判官5人全員一致の意見で、「見張り」に当たらないとの初判断を示しました。当時のストーカー規制法では、住居や勤務先など、相手が普段いる場所の近くで見張ることを禁じていましたが、GPS に関する規定がなかったのです。

裁判長は判決理由で、同法の「見張り」の定義を「機器を使う場合であっても、相手が普段いる場所の付近という一定の場所で、動静を観察する行為」と判断。離れた場所の車の位置情報を知ることが「見張り」に当たらないとした2件の2審判決を支持し、検察側の上告をいずれも棄却しました。

事件の1つは、長崎県の男性が2016年～17年の間に、元交際相手の車にGPS機器を取り付け、パソコンや携帯電話で位置情報を約600回確認したとするものでした。1審の佐賀地裁は、車自体を相手が普段いる場所とみなして「見張り」に当たると判断し、懲役6か月を言い渡しました。ところが、2審の福岡高裁は、視覚で直接見る行為がなければ「見張り」に当たらないとして、1審判決を破棄して審理を地裁に差し戻したのです。

もう1つの事件では、福岡高裁が「見張り」を認めた1審の福岡地裁判決を破棄し、被告が元妻を実際に近くで監視したストーカー行為だけを有罪としていました。

■ストーカー規制法が改正

前述のように、裁判所が自動車へのGPS機器取り付けによる監視は「見張り」に当たらないと判断したことや、昨今におけるストーカー事案の実情を踏まえ、2021年5月26日に「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。これにより、2021年6月15日から、「住居、勤務先、学校など通常いる場所に加え、あなたが実際にいる場所の付近」において、見張る、押しかける、みだりにうろつく行為のほか、「電話、FAX、電子メール、SNSメッセージに加え、拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為」が規制されました。

また、2021年8月26日から、「GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等」が規制されるとともに、「禁止命令等に係る書類の送達に関する規定が整備され、その送達を受けるべき者」の住所及び居所が明らかでない場合には、都道府県公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができるようになりました。

■さらに、迷惑防止条例も改正

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（略称「迷惑防止条例」）も、2022年10月1日、規制対象行為の拡大等に関する規定が整備されました。

新設されたのは、「相手方の承諾なく、その所持するGPS機器等に係る位置情報を取得する行為」です。

例えば、相手方のスマートフォンを一時的に操作して、当該スマートフォンの画面上に位置情報を表示して盗み見る行為、相手方の自動車に取り付けられたGPS機器等（位置情報が記載されたもの）を回収する行為、相手方の所持するGPS機器等により送信された当該機器等に係る位置情報の電磁的記録を、行為者が所持するスマートフォンで受信する行為がそれに当たります。

また、「相手方の承諾なく、その所持する物にGPS機器等を取り付ける」等の行為も追加されました。

具体的には、相手方が使用・乗車する自動車の底部にGPS機器等を取り付ける行為、GPS機器等を取り付けたプレゼントを相手方に交付する行為、相手方のカバンのポケットにGPS機器等を差し入れる行為などが規制の対象になります。

■ストーカーから身を守るには！？

では、実際にはどのようなことに気をつければいいのでしょうか？

- (1) 車や自転車に、見覚えのない機器がついていないか確認しましょう。自転車の場合、前かごの裏やサドルの下など、普段は目に入らないところをチェックしてみてください。
- (2) 防犯カメラや照明があるセキュリティ性の高い場所に駐車・駐輪しましょう。
- (3) バッグの中身はいつも整理しておき、見覚えのない機器が入っていないかチェックしましょう。
- (4) 中綿入りのコートや裏地のある厚手のジャケットなど、着ていて違和感のない部分に仕込まれることも多いため、服のポケットや内側に取り付けられていないかを念入りに確認しましょう。
- (5) 身に覚えのない荷物やプレゼントは受け取らないことも大切です。宅配便は必ず送り主を確認し、知らない相手の場合は受け取りを拒否できます。
- (6) スマホやアプリの位置情報サービスは、使用時のみ位置情報サービスをオンにするなど、使用していないときは極力オフにしておく習慣をつけましょう。
- (7) スマートフォンに見覚えのないアプリや使っていないアプリがあれば、アンインストールしましょう。

GPS機器らしきものを取り付けられていたり、不審なアプリがインストールされていたりすることに気づいた際は、ひとりで解決しようとせず、家族や友人など信頼できる身近な人に相談しましょう。不安なときは、各都道府県の警察にも連絡してください。

■紛失防止タグも、規制の対象に

ストーカー規制法は、ストーカー行為を禁じていますが、2021年の改正で、新たに禁止されたのは、相手の承諾を得ずに車や持ち物にGPS端末を取り付けたり、GPSで位置情報を取得したりする行為です。この改正では、GPSを想定し「位置情報を記録し、送信する機能を有する機器」が規制の対象になりました。ですが、紛失防止タグは端末自体が位置情報を発信する仕組みではないため、この対象に含まれませんでした。

ただ、警察庁は位置情報がわかる紛失防止タグについても、GPS装置と同様に規制対象に加える方向でストーカー規制法の改正を検討し、2000年制定の同法は、電子メールやSNSのメッセージ機能など、時代の変化に合わせて規制対象を追加し、改正が重ねられています。

警察庁は、ストーカー規制法を改正し、被害者からの申し出がなくても警察の職権で加害者に警告できる制度を導入する検討に入りました。警察による加害者への対応を強化し、被害の深刻化を防ぐ狙いがあります。相手の居場所を特定できる紛失防止タグを利用し、無断で相手の位置情報を取得する行為も新たに規制する方針です。

つきまといや無断で位置情報を取得する行為について、被害者から警告を求められた際、警察署長らが加害者に行為をやめるよう警告できます。警告よりも重い禁止命令は、被害者の申し出がなくても警察の職権で出すことができ、警察庁は警告も同じ扱いにしたい考えです。

■知らないうちに、位置情報を公開!?

最近、フェイスブックやInstagram、ブログなどにスマホやデジタルカメラで撮影した写真をアップしている方も多いのではないのでしょうか。ところが、この何気ない行為に危険が潜んでいます。

インターネット上にアップした写真にはデータ情報が含まれており、緯度経度が掲載されているため、ネット上の地図で確認すると、所在地がわかってしまうのです。旅行先やお店などで撮影した写真を掲載した場合も要注意ですが、注意しないといけないのは、自宅での写真をアップした場合、不特定多数の人に自宅を知られてしまう危険性があります。

スマートフォンや携帯電話、GPSを内蔵したデジタルカメラを使用する場合、購入時に位置情報の付加設定がONになっている機種もあるため、確認することが必要です。位置情報を公開したくない場合は、設定をOFFにしておくことをオススメします。



■アプリのアクセス許可に要注意!

不正アプリの場合、個人情報等を不正に盗み取り、外部に送信することがあります。例えば、暗い場所で光を放つ「懐中電灯アプリ」があります。このアプリのアクセス許可に「ネットワーク通信」や「個人情報」「電話発信」「位置情報」は必要でしょうか？ところが、インストールの際にアクセスを許可した場合、自分の電話番号やメールアドレス、電話帳のデータ、位置情報がインターネットを通じて、第三者に送信される可能性があります。「おかしいな」と思った場合は、一旦インストールを中止してください。さらに、

- アプリのレビュー欄を読み、他のユーザーの評判を見してみる
- 開発者や開発元が信頼できるかを確認する
- インターネットでアプリについて検索をかける
- 正規のアプリとよく似た、偽アプリが報告されていないかを確認する

など、アプリについての情報収集を行い、総合的に判断するようにしてください。

■探偵調査でのGPS利用は違法!?

現在位置を把握できるGPS。探偵調査に利用すれば、追跡の効率がグンと上がりそうですが……、無断でのGPS設置は違法になるので、要注意です。

2022年、ある探偵業者が北海道内に住む原告男性の不倫調査を依頼され、男性の車に無断でGPS端末を設置しました。取得した位置情報を利用し、男性が妻以外の女性と滝川市内のホテルから出てくる様子を撮影したということです。

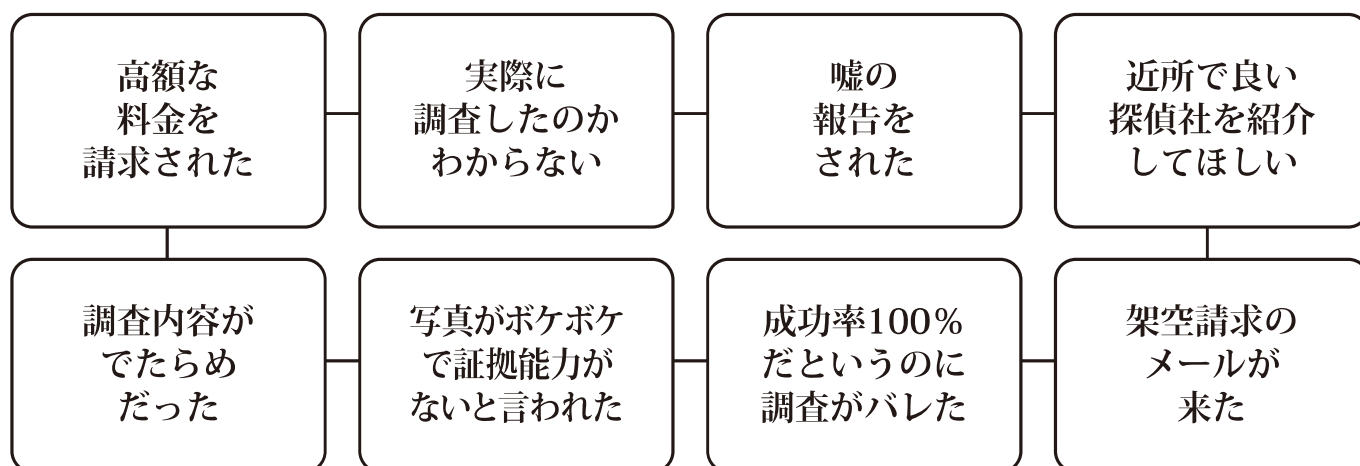
この証拠物件に対し、撮影された2人は探偵業者に計480万円の損害賠償を求めました。業者側は「原告ではなく『車』の位置情報を得たにすぎない」と反論しましたが、旭川地裁の裁判長は判決で、「主な移動手段が車の地域では、GPSの情報でかなりの行動履歴がわかる。調査目的は正当だが、やり方は相当性を欠いており違法だ」と判断してプライバシー侵害を認め、業者側に計44万円の賠償を命じました。

原告側の弁護士は、「探偵業者によるGPS使用の違法性を認定した全国初の判決ではないか」と話しています。今後も探偵調査にGPSを利用することはプライバシー侵害になることを頭に入れておく必要があります。

以上、GPSについて、さまざまな例を挙げてご紹介させていただきました。犯罪に利用されるケースがある一方で、GPSは行方不明者の捜索に役立っていたり、農業や建設業、運送業など、幅広い分野で貢献しています。安全で便利で快適な暮らしに欠かせないGPS。味方にするのも敵にするのも、私たち次第と言えます。

【引用】東京新聞デジタル、朝日新聞デジタル版、読売新聞デジタル版、警視庁ホームページ、株式会社otta公式HP

★★★こんな時には…★★★



突然ふりかかった人生における一大事、あなたはまず誰に相談しますか？
問題解決の第一歩は調査会社選びです。しかし、実際に信頼できる調査会社はどこなのか、依頼した調査会社に対するクレームや調査会社を名乗る架空請求をどこに相談したらよいのかわからないなど、「調査会社」に関する消費者の悩みはさまざまです。そんなときに役立つのが一般社団法人東京都調査業協会の相談窓口「消費者調査サポートセンター」です。

消費者調査サポートセンターのご案内

一般社団法人東京都調査業協会では、消費者の皆様から調査に関するご相談、ご依頼を承る『消費者調査サポートセンター』を設置しております。

この『消費者調査サポートセンター』では、当協会において一定の基準を満たした優良な会員がご相談を担当させて頂いております。

下記フリーダイヤルにお気軽にご相談下さい。

調査に関するご相談は・・・

**消費者調査
サポートセンター**

専用フリーダイヤル

トーク ヨクマル

0120-109-490

東京都千代田区岩本町2-6-12 曙ビル402号 一般社団法人東京都調査業協会 事務局内

相談事例集

新宿の一隅の小さな探偵事務所、訪れた女性は「昨夜、性犯罪の被害に遭いました。」「それなのに警察が事件として扱ってくれません。」と切り出しました。

被害の発生直後、発生地を管轄する都内某警察署に強制わいせつの被害届を出しに行ったのだけれど、警察では『強制性がない、むしろ自業自得』と刑事に言われて取り合ってもらえなかった、ということでした。「被害にあった時、犯人に恥ずかしい写真を何枚も撮られました。ちゃんとした被害だという事を警察にわかってもらえるよう証明したいです。」「警察に捕まえてもらわなければ犯人に撮られた画像を消させることすらできません。」と涙ながらに話しました。状況を詳細に聞いたところ、女性が抱える問題は明らかに刑事事件でした。

探偵業法第二条に定められた探偵の業務の定義は、『探偵業務とは他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であって当該依頼に係るものを収集することを目的とする ... その調査の結果を当該依頼者に報告する』であります。警察法、刑事訴訟法等に言う捜査とは違いますが、探偵は特定人（この場合犯人）の所在（居所、立ち回り先）と行動（この場合その犯行）に関する情報収集とその調査の結果を依頼者に報告する業務を提供できます。

依頼者の抱えている問題が、不倫等の民事事件であること、他人の悪意犯意によって被害が生じた刑事事件であることに関わらず、探偵がこれらに絡む法的に定義された仕事は、特定人の所在と行動についての依頼に係る情報収集であります。警察に取り扱ってもらえず絶望感と困惑に打ちひしがれて相談にきた当該女性にとって必要な事実も、結局、探偵が提供できるサービスである『特定人の所在と行動に関する情報』の中にあると認められたので受任しました。

相談にきた女性は日本人離れした顔立ちとスタイル、体型にピタリとした上質なワンピース、一見してモデル等の芸能界関係者と見受けられました。女性は関東圏内の某県出身、年齢よりずっと若く見える20歳、売り出し中の某アイドルグループの一員とのことでした。女性はステージ活動、レッスン等の合間に風俗でアルバイトをしており、そうしなければレッスンや交際の費用が維持できない、とのことでした。

そのアルバイトとは無店舗型性風俗特殊営業、所謂デリヘルです。それも高額所得者を客層とする高級デリヘルでした。要するに店に在籍する女性は全員芸能プロダクション所属者で「ステージの憧れが今宵あなたの腕の中に ...」等、という類の売り文句で都内に蠢動する料金1時間10万円代からの超高級店の一つです。

事件の概要は、都内某所にあるマンションに派遣されプレイすることになったこの女性の身に起きた出来事でした。

事件があった日、女性が派遣された部屋には40代男性が一人待っており、部屋は生活感がなく明らかにプレイのためだけに確保している部屋のようなものでした。

女性は男性に言われるままにシャワーを浴びました。「シャワー済んだらこれ着て」と男性に渡された黒のブラジャー、JKの制服を言われるままに身に着けました。男性は「次はこれ着けて」と出したのは革製のベルト様の手錠でした。

これもデリヘル営業の一つと思った女性は両手をクロスするように男性に差し出し、進んで拘束されたとの事でした。男性は彼女を拘束した後押し倒し、制服の胸を開け広げ、スカートをまくり上げ下着をずり下して性具を使う等、体中への接触を繰り返しました。

しばらくすると男性は、ストッキングで彼女に目隠しをしました。

視界を遮られ周囲が見えなくなった女性から、体をまさぐっていた男の手が突然遠ざかり、性具のモーター音とは違う別の短切な機械音が聞こえました。シャッター音です。男性は彼女のあられもない姿を撮影していました。

芸能活動をしている彼女は慌てました。そんな姿の画像を第三者に撮られる等絶対にあってはならないからです。女性はやめてくれるよう懇願しましたが、男性は身もだえする女性の姿を取りつかれたように撮り続けました。

女性は必死に身をよじって暴れ、革製の拘束具をなんとか外し、目隠しをむしり取り、トイレに逃げ込みました。逃げ込む時咄嗟に手にとった携帯電話でメールし、外で待つ店のドライバーに助けを求めました。

部屋に駆け付けた店のドライバーの男性に対する抗議のおかげでようやく部屋を逃げ出すことができた女性は、その足で警察に「強制わいせつ被害」として届け出たのでした。

ですがその時の警察の対応は前記のとおり「強制性が無く事件にならない、自業自得」というものだったのです。

女性は絶望しました。このまま画像が流出したら ...。それだけは絶対に避けたい ...。

店側から男性に対し抗議しましたが、対する男性側は画像の存在を否定するとともにサービスを途中で中断されたとして逆に抗議する始末で埒があきませんでした。

結局は警察に事件として捜査してもらうしかないと明らかでしたが、警察には『これは被害なのだ』と納得してもらう証明をしなければなりません。しかし、女性は自分一人では不可能だと思いました。

相談事例集

この時、女性の店の関係者で、探偵を利用したことのある者がいました。その人物の発案と紹介で女性は探偵事務所に事実の証明を手伝ってもらえるか相談することにしたのです。

探偵事務所でも女性の話を聴くかぎり、確かに某警察署の評価のとおり『刑法 176 条強制わいせつ』にいう『強制』は無いと判断できました。

デリヘルサービスの延長として、承諾の下に戒具をつけさせたのなら強制性はない、性犯罪における強制とは「暴行又は脅迫を用いて...」と定められていたからです。

しかし、です。

では初めから抵抗できない状況にある者に対してならば ... 当然その意思に反した犯行は可能です。

例えば目の前に抗えない状態にある女性(熟睡、泥酔その他の理由等で)が現れたならば、強制力を用いなくても犯行可能という状況です。サービスの延長と思って戒具をつけさせた瞬間、まさにその瞬間から抗拒不能状態が生じたのならば、女性の話す状況は「刑法178条準強制わいせつ罪(改正前)」が十分に成立している、と判断できました。

誰かの行動に基づくなんらかの状況の発生があるならば、探偵業の業務である調査の過程で証明できる事実や情報は必ず存在します。探偵事務所では、探偵業に定められた業務の範囲内でも調査可能な事項はあると判断し受任することとしました。

もちろん民間調査である以上強制力は無く、任意による状況証拠中心ですが、十分警察をして被害届は受理すべき事案と納得させるだけの調査結果を女性に納品できると判断しました。

女性の手首に残る戒具の痕跡の写真撮影、ネット上の検索から被害女性が抽出した戒具の形状特定、その皆具の形状と腕に残る痕跡の対比、犯人に渡された JK の制服と下着類の写真撮影による証拠資料化、デリヘル経営者への聞き込みから犯人の使用した携帯電話番号や登録ニックネーム、店のドライバーへの聞き込みから現場位置の特定、女性の携帯電話に残る派遣から現場到着の経緯やドライバーへの助けをもとめたメールの記録媒体での証拠化等。

そして何よりも、被害女性から聴取した犯人男性の職業（仮に精神科医）と言動等の断片情報に基づくネット検索、検索による勤務先と顔写真の発見、検索で入手した顔写真での被害女性への顔写真確認による「この人です」(13 件目の顔写真でヒット!) という人物特定。

さらに、特定した人物の行動確認による居所や犯行現場となったプレイルームとの関係性の特定。

これらの個々の情報を書面資料及び警察への任意提出物件として証拠化し、被害事実を調査した結果を調査報告書として納品しました。被害女性はこれをもって再度被害の届出を行い受理されました。警察が捜査に着手したところ、ステータスへの悪影響を怖れた犯人男性は弁護士を介して示談交渉に転じ、結局●00万円の示談金と警察立ち合いによる画像の完全廃棄で示談が成立、わいせつな画像が流布されることなく無事解決をみました。

本件の調査の顛末から、一度警察に蹴られた事件であっても、探偵が提供できる範囲の民間調査で証明された事実により再度被害の届出が可能であり、それによって警察は捜査に着手することも可能である、とわかります。

本件は、探偵の業務として提供できる調査結果によって派生する、問題解決の裾野の広さを関係者や関係機関にあらためて理解してもらえた一件でした。

この理解が本件被害女性を介し人づてに伝わり、徐々に浸透しはじめていることが、その後の新規相談の状況等から感得できます。なお、その後の令和 5 年 7 月、それまで多くの被害女性の訴えを事件不成立として埋没させ排除してきた「強制」という概念は、「不同意」に改められ「176 条不同意わいせつ」「177 条不同意性交等」と改正されました。



私立探偵 行政書士

古村靖尚

牛丼店の店員から 25 歳で警視庁巡査を拝命。青梅警察署警ら係を振り出しに、以後平成 31 年 3 月の定年退職まで主に強行犯事件捜査、外国人事件捜査に従事。刑事部捜査第一課、外事特別捜査隊(現組対部国際犯罪対策課)、新宿署刑事課などで現場責任者として事件捜査の第一線に立ち続け、平成 31 年に定年退職。年号が令和に改まったその年の 5 月東京都公安委員会に届け出を済ませ事件相談古村事務所として私立探偵事務所を、さらに令和 2 年 2 月行政書士の資格を取得し、現在新宿一丁目にて探偵業、行政書士業の事務所を開設し、潜在する警察未満、訴訟未満の事件被害者等の相談と解決に必要な調査や手続きをサポートする仕事を行っている。青森県出身。

警視総監賞詞・総監賞誉等の警視総監賞18回、刑事部長賞・公安部長賞等その他所属長賞、事件功労多数、平成26年警視庁優秀職員 平成31年3月定年退職 任警部。

代表 新田和宏

Q. 代表の新田氏はどのような経歴の方でしょうか？

A. 複数の調査会社で経験を積んだ後、独立しました。

Q. 探偵になった動機やキッカケを教えてください。

A. 人助けをしたいという気持ちが原点です。浮気調査や人探し、詐欺被害の解決など、困っている人を助ける職業として探偵を選びました。「自分の調査が人の人生を救う」と感じられる、やりがいのある仕事だからです。

Q. 座右の銘を教えてください。

A. 日日是好日

どんな日であっても、それ自体がかけがえのない一日であり、大切にすべき日である。良いことがあっても悪いことがあっても、それを丸ごと受け入れて、その日を味わうことが「よい日」。外的な状況に左右されず、心の在り方次第で「好日」とすることができる。

Q. 貴社はどのような調査を取り扱っていますか？その中で得意な調査はどのようなものになりますか？

A. 一般民事

主に一般民事に関する調査を取り扱っております。内容としては、所在調査や素行調査、信用調査など、民事案件に関連する各種調査に対応しております。「得意」とする調査は設けておりませんが、ご依頼内容に応じて柔軟に対応しております。ご相談いただければ、可能な限り最適な方法で調査を進めさせていただきます。

Q. その他アピールしたい事がありましたらお願いします。

A. 私は、常に相手の立場に立って考えることを大切にし、周囲との信頼関係を築くことに力を注ぎ、主体性と協調性を養いました。これまでの経験を活かし、社会の一員として貢献できるよう努めてまいります。

Q. 記憶に残っている、または印象深い調査や依頼人について教えてください。

A. 現時点では、特に記憶に残っているような特別な調査や依頼人はおりません。

ただし、日々の業務一つひとつに誠実に向き合い、小さな積み重ねを大切にして取り組んでまいりました。今後、より多くの経験を通して印象深い案件に出会えるよう、努力を続けてまいります。

商号 くるりの森探偵社
電話 03-5207-2601
代表 津田宗範



Q. 代表の津田氏はどのような経歴の方でしょうか？

A. 離婚問題専門会社、弁護士組合特約店の調査会社や法人向け調査会社など複数社で調査業務に従事、様々なジャンルの行動調査や取材調査、所在探しなどの経験を積み、千葉県で「くるりの森探偵社」を創業して現在に至ります。

Q. 探偵になった動機やキッカケを教えてください。

A. 20代前半の頃に友人から探偵になりたいと相談され、自分のほうが探偵に向いていると思い飛びこみました。

Q. 座右の銘を教えてください。

A. 虚心坦懐

わだかまりや先入観のない、まっさらな心で物事に取り組むという意味です。

Q. 貴社はどのような調査を取り扱っていますか？その中で得意な調査はどのようなものになりますか？

A. 行動調査、所在不明者の搜索、付郵便・公示送達現地確認、聞き込み調査を取り扱っています。得意な調査は車とバイクを駆使した行動調査です。近年は GPS 機器への目が厳しくなり、バイク追跡班の重要性が高まっています。

Q. 記憶に残っている、または印象深い調査や依頼人について教えてください。

A. 10年ほど前に担当した横領逃亡事案の話、依頼人は某優良企業の上層部でした。

経理部の男性社員が数年にわたり 2 億円弱を横領していたことが発覚、事情聴取の日に会社に現れず逃亡したため捜してほしいとの依頼でした。

調査初動は当該社員の妻、親族への聞き取りを行うものの有益な情報は得られず手掛かりがないまま 1 か月ほど過ぎた頃、親族から東北地方にある当人の生家(今は空き家)の室内灯が点いている日があると情報が入りました。私は電話を切ったその足で東北に車を走らせ、夜に生家を確認するも誰も住んでおらず空振りでした。

翌日、親族に話を聞くと確かに人が居た形跡があると云うため、田園風景にポツンと建つ生家を延々張り込むことに。当人を確認することなく、過疎地すぎて暇な警察に興味を持たれ連日職質をされながら過ごした 10 日目の昼、ようやく当人が生家に現れました。私が夜中に到着した依頼人たちと親族から合鍵を借り突撃すると、当人は下着姿でくつろいでいたものの依頼人を見ると「あっ!!」と叫び、その場で土下座をして観念しました。

その後は依頼人たちと当人を東京に連れ戻し、押収した電子機器を解析して消去データを復元、ほとんどの横領金の使途が判明しましたが、欲望のままに無駄に消費されており、残念ながら 1 千万円程度しか回収できませんでした。

会員一覧

(株)ティタン	中 央 区	03-3564-1351
アーガスリサーチ	荒 川 区	03-3801-1122
(株)ティー・ディー・エー	新 宿 区	03-6457-8110
山口会計事務所 調査部	立 川 市	042-537-3111
(有)英探偵事務所	八王子市	042-620-8723
(株)アビリティオフィス	港 区	03-6206-1511
品川調査事務所	品 川 区	0120-494-454
(株)TMR	千代田区	0120-07-5391
青木ちなつ探偵調査	足 立 区	03-6806-3338
(株)アール・アンド・アイ	品 川 区	03-5798-4688
(株)ティー・アール・エス	港 区	03-3454-3681
ステイシー総合調査室	中 央 区	03-6767-6884
コレクト民事調査事務所	新 宿 区	03-3209-7100
(株)磯部調査事務所	新 宿 区	03-3353-5733
(株)TSC	千代田区	03-3255-3001
鮎川調査事務所	千代田区	03-3263-7037
(株)東野調査事務所	港 区	03-6273-3290
(株)児玉総合情報事務所	中 野 区	03-3365-0015
(株)Japan PI	新 宿 区	03-3362-3939
(合)T. I. U.	中 央 区	03-6447-9161
(株)MR 東京本部	新 宿 区	03-5396-2444
(株)シークレットサービス	新 宿 区	03-3363-7591
(株)なのはな	千代田区	0120-954-052
ALG探偵社 東京	新 宿 区	0120-444-525
東洋情報研究所	港 区	03-5770-5740
総合探偵事務所ネクストムーブ	目 黒 区	03-6721-6636
(株)TeR	目 黒 区	03-5731-0054
(株)J. P. A.	豊 島 区	03-6802-8160
バーチリサーチ	大 田 区	03-4405-9635
PIジャパン	港 区	0120-855-115
(株)愛晃リサーチ	港 区	0120-54-5432
(株)葵	台 東 区	0120-263-777
ツイセン(株)	墨 田 区	03-6659-5946
(一社)警備員信用審査協会	東村山市	080-3966-5318
(株)九段調査事務所	千代田区	03-5357-1771
(株)ECI	千代田区	03-5289-4689

会員一覧

事件相談古村事務所	新 宿 区	03-6273-0550
小山田探偵事務所	杉 並 区	080-6790-0311
アシスト探偵事務所	北 区	0120-970-166
世田谷探偵事務所	世田谷区	03-6826-2727
(株)探偵. Com	中 央 区	080-2379-2368
(株)誠・シークレット・サービス・コンサルティング	目 黒 区	03-5724-3994
(株)AGEX INTERNATIONAL	港 区	03-6812-9992
探偵事務所フリーリー	中 野 区	0120-348-678
CB探偵事務所	豊 島 区	0120-006-285
北村探偵事務所	目 黒 区	090-6746-2581
T&J探偵社	江戸川区	03-6638-9538
Cure Life探偵合同会社	千代田区	03-5207-2601
新田 和宏	東村山市	080-7725-5432

〈賛助会員〉

家樹(株)	中 央 区	03-4500-1314
ベリーベスト弁護士法人	港 区	03-6234-1585
IRS総合調査埼玉	埼 玉 県	049-263-4661
渡邊調査事務所	埼 玉 県	048-793-7185
坂田探偵事務所	茨 城 県	080-1077-1335
(株)MAGOKORO	千 葉 県	0120-547-225
くるりの森探偵社	千 葉 県	043-372-5421

株式会社ティー・ディー・エー 代表取締役 福田 政



謹んで新年のお慶びを申し上げます。
会員の皆様にはお健やかに大きな期待と希望を以て新年をお迎えのことと思います。
一昨年来、協会執行部からお誘いをいただき、相談役の大任をおおせつかりましたので、この場を借りてご挨拶申し上げます。

私は昭和42年、叔父が帝国興信所(現在の帝国データバンク)に勤務しておりました縁で調査業界に入り、数年後、神田駅前で探偵事務所を開業して今日に至りました。
いたずらに年月を経ましたが、胸を張って自慢できる功績は何もありません。ただただ、家族や、その時々調査員の幸せと成長に期待し、一つ一つの依頼案件に精魂を込めて向き合い、何とか今日まで生きながらえてまいりました。

昭和62年頃、同業者のK君に誘われ業界の集まりに顔を出し、その日に発足した協会の理事にされ、何が何だか分からず一生懸命に15年ほど協会活動に参加してまいりました。翌63年9月、「社団法人日本調査業協会」が発足。これで何とか「業界」として社会的に認知されるかもしれない。という淡い期待を抱いたことが昨日のように思い出されます。

今後、業界や本協会に多く貢献できるとは思いますが、「仲間」の一人として親しくして頂きたいと願っております。
末永くお付き合いいただきますようお願い申し上げます。

終わりになりますが、会員の皆様のご多幸とご健勝、沢山の受件に恵まれますよう祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

株式会社TeR 代表取締役 古庄 泰之



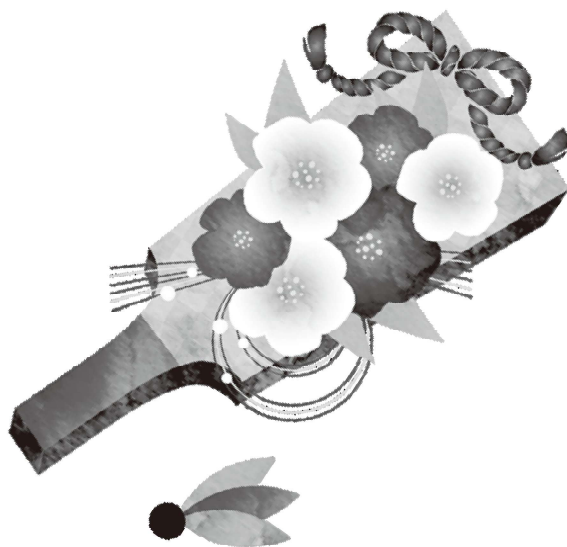
一般社団法人東京都調査業協会会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
目黒区自由が丘で総合探偵社トリプルエーの代表をさせていただいております古庄泰之です。

去る6月11日開催の通常総会におきまして、監事に選任いただき身に余る光栄です。誠にありがとうございます。就任に際し責任の重さを実感し、業界と協会の発展を目指して邁進してまいり所存であります。

探偵業界に関しては、従来の調査業のサービスに加え、新たなサービスを発掘し、ニーズの拡大を図ること、新たな客層の獲得を目指すことが必要と感じています。

調査業協会に関してですが、まずは会員が協会活動をする具体的なメリットを感じてもらうことが必要で、そのうえで会員数の増加を図り、業界団体として力を持つということが業界のためになるのではないかと思います。

理事会による適切な協会の運営がなされるべく監査業務を遂行し、協会のさらなる繁栄に向け誠心誠意尽力していく所存でございます。どうぞよろしくお願い致します。



株式会社 葵 あおい総合調査上野 代表取締役 小櫃 康一



一般社団法人東京都調査業協会会員の皆様におかれまして、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台東区上野であおい総合調査上野代表をさせていただいております、株式会社葵代表の小櫃(おびつ)と申します。去る6月11日開催の通常総会におきまして、理事として選定いただき就任させていただきました。

私が調査業に携わって以来、様々な調査や経験の中で、調査の正確性とお客様の未来が最重要と考え業務を行ってまいりました。私自身探偵業に携わってから業歴19年ありますが、弊所は起業してまだ2期目の小さな会社です。長年の技術と信頼で同業者様から多くの業務提携をさせていただき下請け業務を行い、微力ながらも自社での集客に力を入れ日々業務を行っております。まだまだ成功には程遠い会社ではありますが、探偵会社として窮地に陥っている依頼者を助け、世の為に貢献できる会社を日々目指しております。

この度の理事就任にあたり、先輩諸賢のご指導と皆様のご協力のもと、協会の運営や調査業界の更なる発展に尽力し、特に私の役割の一つでもあります総務委員会委員長としては、会員の皆様の交流や情報交換の場を提供するとともに、探偵業及び当協会の更なる発展にお役立ていただけるよう注力致します。先輩諸賢の推薦ではありましたが、私自身も大勢での集まりごとを好みますので、今後はあくまでも情報交換の場として協会主催のBBQや温泉旅行などを催していけたらと考えております。当協会主催の催し物に関しまして何かご意見が御座いましたら私の方にご連絡ください。

私自身、まだまだ未熟な点も多くございますが、協会の皆様と力を合わせ、業界の発展と皆様のご期待に応えられるよう努力してまいります。

最後になりますが、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げますとともに、締めめの挨拶とさせていただきます。
今後共、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

総合探偵事務所ネクストムーブ 日下部 徹



この度、一般社団法人東京都調査業協会の理事に選任いただきました日下部徹と申します。

日頃より協会の活動にご理解とご支援を賜っております会員の皆様、ならびに関係各位には心より御礼申し上げます。

私が探偵としてこの業界に足を踏み入れてから20年以上の歳月が流れました。

これまでご依頼者様が抱えている問題を解決に導くために、状況や目的を正しく把握し事実確認や必要に応じて証拠収集を行うことにより、人生の岐路に立つご依頼者様と向き合い真実を追究してまいりました。私自身困難に直面することもありましたが、ご依頼者様の問題を解決したいという調査に対する切実な思いを受けとめ解決策を見つけてまいりました。そのような経験の積み重ねの中で、この仕事の奥深さ、責任の重み、そして何よりもご依頼者様やその他の人々の安心と平穩に貢献できることへの喜びを日々感じております。

その中で強く実感していることは、探偵という仕事が、単なる情報収集業ではないということです。

私たちの仕事は、ご依頼者様の将来を左右することもある極めてデリケートな真実を扱うプロフェッショナルとしての自覚が必要と思っております。これまでの現場経験やご依頼者様との対話、土業その他専門家との連携を通じて『的確な提案、誠実で適正な調査、そして正しい方法で得られた正確な証拠、情報提供および詳しくわかりやすい説明』こそが、ご依頼者様にとって本当の力となり、結果として信頼関係を築く基礎となっていると考えております。

また、探偵という仕事は性質上常に法的なリスクと隣り合わせであることも事実です。

「探偵業法」はもとより、改正を含め「個人情報保護法」「ストーカー規制法」「消費者契約法」「刑法(住居侵入罪・窃盗罪等)」「軽犯罪法」「民法(不法行為・プライバシーの侵害・損害賠償責任)」「迷惑防止条例」ほか、関係する法令を正しく理解し遵守することが、ご依頼者様の利益を守るだけではなく私たち自身の身を守る上でも不可欠なものとなります。

探偵業は、ご依頼者様からの信頼の上に成り立っています。そして、その信頼は私たちの誠実な業務遂行と、高い倫理観によって築かれるものと考えております。

改めてこの大役をお引き受けするにあたり、皆様からの温かいご支援とご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



「X」アカウント開設



当協会でも今年度から SNS『X』のアカウント運用を始めました！
協会設立から37年の蓄積されたノウハウや人的資源を積極的に
活かし、協会の周知、会員への情報提供を行なっていきたいと考
えております！



今後も業界、協会の為に邁進してまいりますので
『X』のアカウントをお持ちの方はフォローよろしくお
願いいたします。



令和8年 年間行事予定

1月14日	新年会
4月	ゴルフコンペ
5月	総会
7月	教育研修会
9月	懇親会(協会イベント)
10月	ゴルフコンペ

遺産の“真実”を追う——探偵と税理士の共通点

財産も一部は“表に出ない”ところにある

はじめまして。相続専門税理士の木村 聡子（きむら あきらこ）と申します。皆様の探偵のお仕事は、表に見えない事実を探し出すことですね。人が「知られたくない」「隠したい」と思っていることほど、深く静かに潜んでいるものです。実は、相続税の現場でも、まったく同じことが起きています。

私たち税理士が扱う「財産」には、通帳に載っている預金や不動産といった“見える資産”のほかに、名義預金やタンス預金、隠し口座、貸付金、保険契約など、書類上に現れない“影の資産”が存在します。

亡くなった方の机の引き出しを開けると、小さなメモや通帳の控えが出てくることがあります。そこに書かれた「口座番号」や「振込人の名前」が、数百万円単位の申告漏れを示す“証拠”になってしまうこともあるんです。つまり、税理士の仕事は、表に出てこない財産を探すところから始まります。そういう意味では、私たちも“財産の真実”を追う探偵なのかもしれません。

名義預金という「沈黙の証人」

相続のご相談を受けていると、「娘や息子の名義で預金しています」というお話をよく伺います。一見すると、家族のためにお金を分けておいたように見えるのですが、そこには落とし穴があります。

たとえば、母親が娘名義の口座に毎月10万円を振り込んでいた場合。そのお金を実際に娘さんが使っていない、通帳や印鑑を持っていたのも母親…ということになると、名義は娘さんでも、実質的には母親の財産と見なされる可能性が高いのです。

形式上は「娘名義」でも、実体は「母のもの」。探偵が“契約の裏に隠された事実”を見抜くように、税理士も“名義の裏側”を読み取ります。通帳の記録は、まさに沈黙のまま真実を語る「証人」。相続の現場では、この“沈黙の証人”が、時に最も雄弁なのです。

タンス預金は現代の隠し金庫

もう一つ多いのが「タンス預金」です。

ご高齢の方の中には、銀行に預けるのを嫌がって、「自分が亡くなったら子どもが困るから」と、自宅に現金を置いておかれる方もいらっしゃいます。ただ、亡くなったあとにその現金が見つからないと、家族の間で「誰が持っていたの？」と疑心暗鬼になることもあります。

税務署の調査官は、預金の出入りや生命保険の入金、公共料金の支払い状況などを細かく分析して、「この現金はどこへ消えたのか？」を推定します。つまり、相続の世界でも、「証拠は現場に残る」という調査の鉄則が、そのまま当てはまるのです。

デジタル遺産という新しい“潜伏先”

最近では、財産の隠れ場所も変わってきました。ネット銀行、スマホ決済、暗号資産、ポイント残高など——。通帳も紙の証書もなく、スマホひとつで資産が動く時代です。

こうなると、手がかりは“デジタルの中”にあります。スマホのメモアプリ、クラウドのバックアップ、メールの受信履歴。ほんの小さな痕跡でも、資産の“潜伏先”を示すことがあります。

税理士の仕事も、書類の確認から“デジタルの現場検証”へと変化しています。相続の全体像をつかむには、テクノロジーと人間観察の両方が必要になってきました。

真実を明らかにするのは「動機」と「関係性」

調査のお仕事でも、行動の背景には必ず“動機”がありますよね。それは相続の世界でも同じです。なぜその財産を隠したのか。なぜ特定の子どものみに贈与したのか。そこには、必ず感情や人間関係の背景があります。

「老後に面倒を見てくれたから」「あの子には苦勞をかけたから」——そんな“親心”が、財産の動きを左右していることもあります。だからこそ、税理士は、数字だけでなく“人の心”を読み取る必要があるのです。ときには、通帳よりも会話の中に真実が隠れていることもあります。

探偵が人の行動心理を読むように、税理士も“財産の動機”を読み解きます。そこにこそ、本当の意味での「真実」があるのだと思います。

“正義”とは、すべてを暴くことではありません

真実を明らかにすることが、いつも最善とは限りません。探偵の方も、知ってしまったことで誰かが傷つくケースを見てこられたと思います。

相続の世界でも同じです。亡き父がこっそり長男にだけお金を渡していた——兄弟で公平ではなかったとしても、そこには感謝や配慮といった気持ちがあるかもしれません。税理士の役割は、事実を突きつけることではなく、「どうすれば家族が納得して終われるか」を一緒に考えることだと思っています。

正義とは、数字の公平さではなく、心のバランスにある。そう感じるたびに、探偵の方々と私たち税理士は、同じ「人の真実」を見つめているのだと思います。

相続の“調査”の終わりとは

探偵の皆さまも「完璧な結論」を追い求めて日々頑張っておられるように、相続の世界でも専門家は「完全な正解」とは何か日々模索しています。遺産分割など、法的にはきれいに分け終わっても、家族の心にしこりが残ることがあります。逆に、多少不公平でも、全員が納得して笑顔で終われることもあります。

だから私は、相続の仕事の終わりとは、「真実が明らかになった瞬間」ではなく、「家族の関係が修復された瞬間」だと思っています。税金の世界にしながら、そうした“心の整理”のお手伝いをすることが、私たちのもう一つの役割だと感じています。

探偵と税理士 ——“影の仕事人”としての誇り

探偵と税理士。どちらも、人の「表には出ない部分」に関わる仕事です。華やかではないけれど、社会の裏側で真実を追い、秩序を守る。それが、私たちの誇りだと思っています。

亡くなった方が遺した財産には、その人の人生と思いが詰まっています。それを正しく、そして平和に次の世代に引き継ぐこと。それが私たち“財産探偵”＝相続専門税理士の使命です。

真実を追い、そして人を守る。その姿勢は、探偵の皆さまときっと通じ合うものがある——。私は、そう感じています。

おわりに

真実を知ることは、時に痛みを伴います。でも、知らないままでは、本当の意味で前に進むことはできません。相続も同じです。「どれだけ残すか」ではなく、「どう残すか」。その選択が、家族の未来を変えることがあります。だからこそ、私たちは今日もまた、静かに、誠実に、“見えない真実”を追い続けています。

YouTube チャンネル【小さな相続専門TV】
税理士 木村 聡子(きむら あきらこ)

<https://www.youtube.com/@kimutax-tv>



一般社団法人 東京都調査業協会のあゆみ

一般社団法人東京都調査業協会は1988年（昭和63年）政府認可を受け、警察庁所管の社団法人日本調査業協会の中核団体として発足し、都内各地域に4支部を有して活動を続けております。

当協会は探偵・調査業界の健全化を図るため、管轄警察署への定期的訪問を通じて、業界の現状説明や苦情処理等の活動を行っております。さらに、各区役所相談窓口、国民生活センター及び各消費者保護団体を通して、情報交換、対策等を兼ねた「無料消費者セミナー」を随時開催して、消費者保護団体から厚い信頼を得ています。

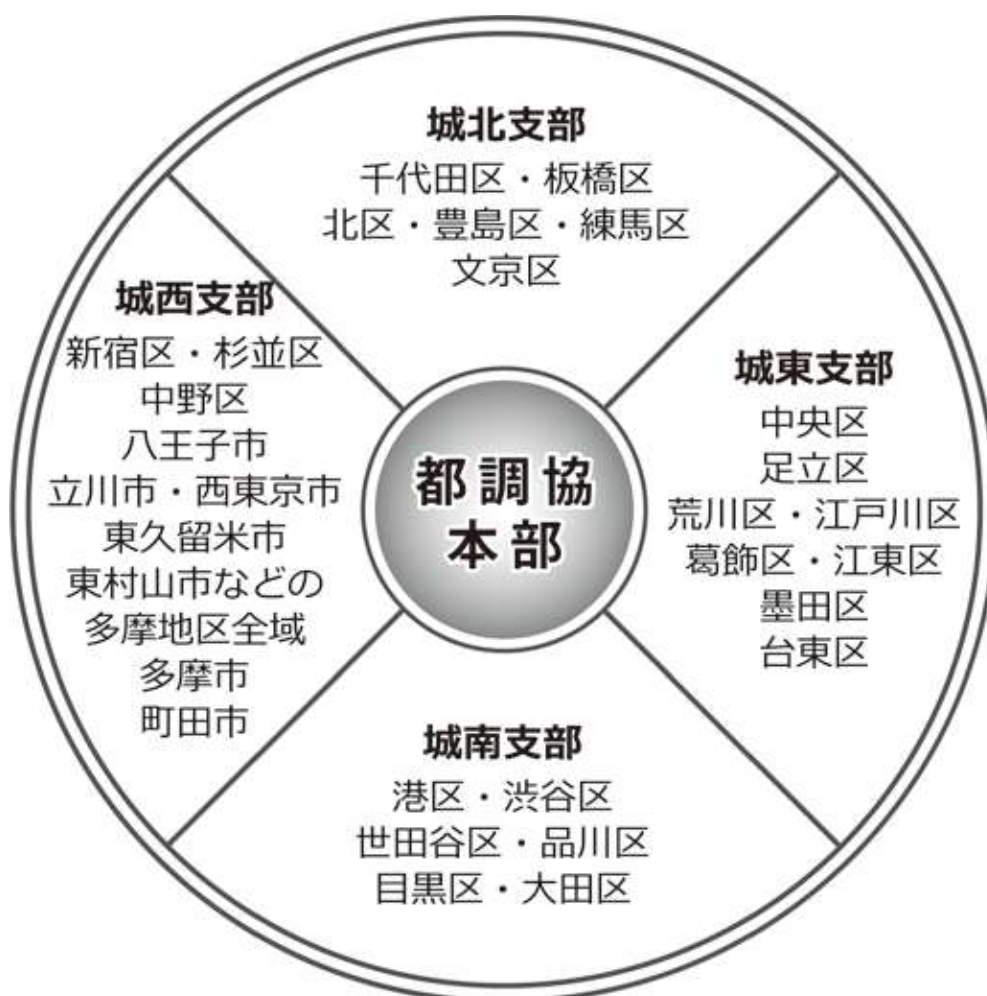
当協会は2007年（平成19年）6月に施行された『探偵業の業務の適正化に関する法律（探偵業法）』に規定する調査契約書・重要事項説明書を警視庁の指導のもとに作成し、各会員に対しその使用を勧め、一般消費者を保護し、法令遵守を図っています。

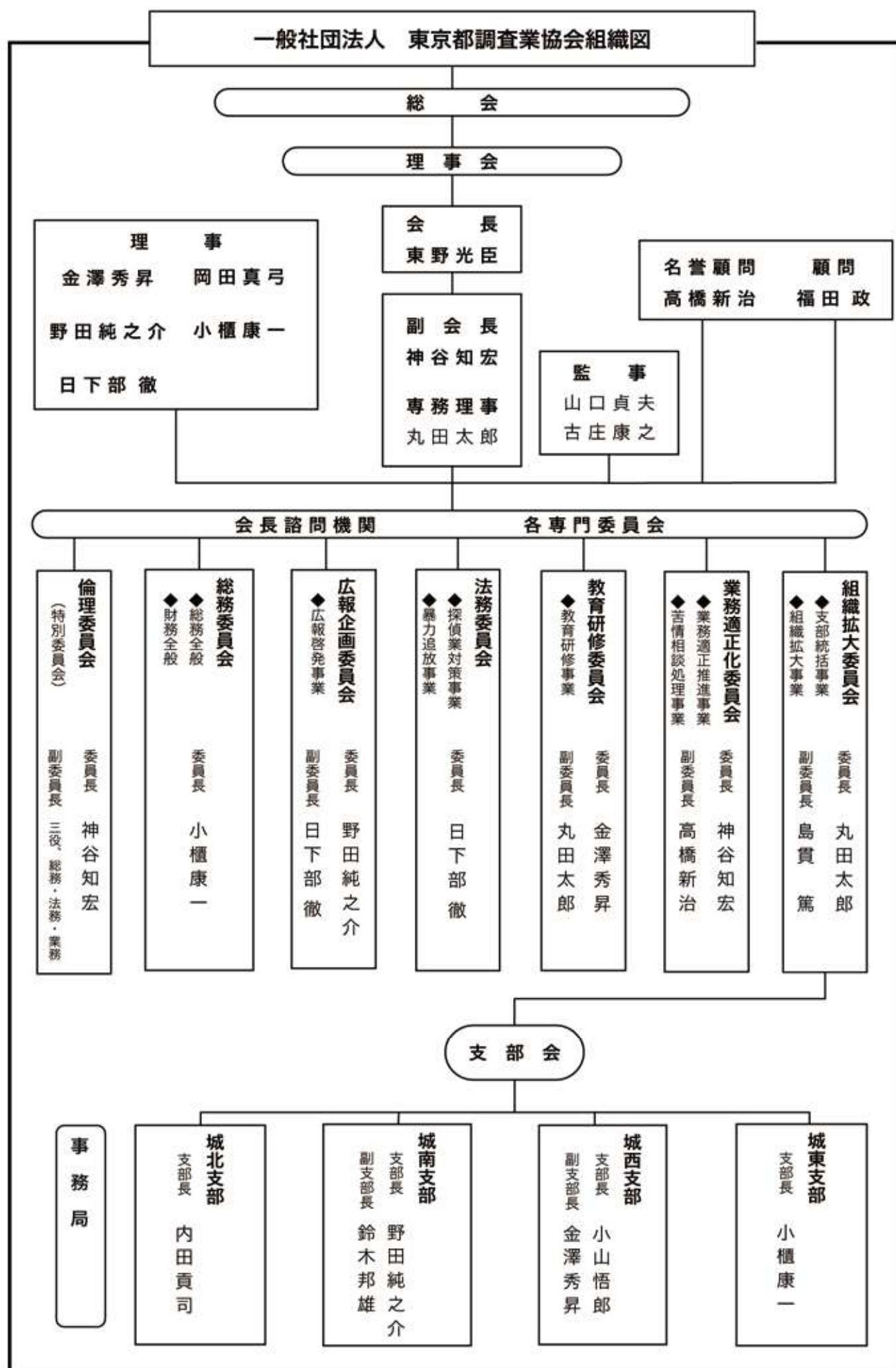
当協会は入会希望者に対して、一般消費者及び探偵・調査

業界に害をなすと思われる業者の入会を防ぐため、厳格な入会審査を実施しています。さらに会員に対しては技術の向上、倫理の徹底を図るため定期的に警視庁係官、弁護士等を講師とした教育研修会を実施し会員の意識向上に努めております。これらの一環として、苦情処理機関を設置し、一般消費者からの苦情相談を受けて、会員・未加盟員を問わず苦情処理業務を行い、苦情の多い会員には業務改善指導をなし、業務改善がなされない場合には「除籍処分」としています。従って、悪質業者は当協会の会員として存在できないことになっています。

探偵・調査業界には、誇大広告と思われるようなホームページを掲載しているような悪質業者が少なからず存在し、利用者に不安を抱かせていることも現状です。

当協会は、発足以来、業界を健全化し、正当な探偵・調査業者が消費者の方々から、正当な評価を受け、安心して調査の依頼ができるような環境づくりに取り組んでいます。





東京都調査業協会倫理綱領

一、職責自覚

会員は、探偵業の業務の適正化に関する法律を遵守し、業務を公平公正に実施するよう努めること

二、信義誠実

会員は、調査を誠実に実施して正確を期し、信義を重んじ適正な料金とするよう努めること

三、法令遵守

会員は、業務の遂行に当たっては常に法令を遵守し、社会倫理および公序良俗に反することのないように努めること

四、人権尊重

会員は、常に人権尊重、擁護に配意し、他人の名誉権益を棄損したり差別調査を行ってはならない

五、自己研磨

会員は、常に人格を磨き、業務の知識・技能の向上に努めること

六、融和協調

会員は、互いに融和協調を図り、団結して業界の発展に努めること

東京都調査業協会自主規制

一、基本的人権を侵害する調査は実施しない

二、公序良俗に反する調査は実施しない

三、人の平穩を害する調査は実施しない

四、調査結果の誇大及び虚偽の報告は行わない

五、不適正な広告掲載や非合法的な営業活動および調査は実施しない



一般社団法人 東京都調査業協会

品川調査事務所

代表 神谷 知宏

TEL 03-5437-5455

東京都品川区西五反田2-15-10 グリンデル五反田703

株式会社 児玉総合情報事務所

代表取締役 金澤 秀昇

TEL 03-3365-0015

東京都中野区東中野5-3-1 関口ビル3階

株式会社 東野調査事務所

代表取締役 東野 光臣

TEL 03-6273-3290

東京都港区新橋6-5-4 DIKマンション新橋3階

一般社団法人 警備員信用審査協会

代表 篠田 耕治

TEL 080-3966-5318

東京都東村山市久米川町4-15-6 サン桜マンション101

CB探偵事務所

代表 吉川 航平

TEL 0120-006-285

東京都豊島区南池袋2-6-8 興一ビル402





先祖見つかる。自分広がる。

国内最大のご先祖探しカンパニー

家系図作成専門会社 家樹株式会社

TEL : 03-4500-1314

Mail : info@ka-ju.co.jp

〒102-0081 東京都千代田区四番町 8 番地 1
東郷パークビル 3 階

ベリーベスト法律事務所



代表弁護士 萩原 達也

〒106-0032

東京都港区六本木1-8-7 MFPR六本木麻布台ビル11階

TEL **0120-666-694**

URL **<https://www.vbest.jp/>**

I R S 総合調査埼玉

埼玉県を中心に全国規模で調査活動！

I R S 総合調査埼玉は
「誰にも相談できない悩みを解決できる探偵事務所」
を目標に、調査活動をしています。

◆◆◆対応している調査・相談◆◆◆

素行調査・浮気・不倫

離婚証拠集め・結婚前調査・家出

人探し・行方不明・盗撮

盗聴器・ご近所トラブル

嫌がらせ・ストーカー・いじめ

TEL049-263-4661

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡2-4



調査
全般

些細な事でも
お気軽に
ご相談ください。

渡邊調査事務所
TEL048-793-7185

埼玉県さいたま市中央区本町東1-9-10



坂田探偵事務所

◆◆◆◆◆
事務所は茨城県守谷市にありますが、東京都内まで約25分であることから主に都内を中心に活動しています。民事の不貞行為案件を多く扱っておりますが、元警視庁刑事であることから刑事関係の相談も承ります。
◆◆◆◆◆



代表 坂田 修宏

TEL090-8151-1335

MAIL:sakata.tantei@gmail.com

茨城県守谷市百合ヶ丘2丁目4808-72



TMR

総合調査業（創業40年）

代表取締役

高橋 新治



ホームページ <http://tokyo-kei.co.jp>

株式会社 TMR

東京都千代田区神田錦町1-19-1 神田橋パークビル6階

TEL03-3219-5391

FAX03-3219-5396

後悔する前に、 思い出のアップデートを。

令和になった現在、インターネットやSNSはなくてはならない存在になりました。

ですが、本当に会いたい人ほど連絡先が分からず、消息すら不明の人もあります。

もし、わずかでも会いたいと思える人がいるならば、頼ってください。後悔しないうちに、再会を望んでみませんか。改めて、面と向かって「ありがとう」や「ごめんなさい」を伝えませんか。そして「元気そうだね」と笑い合えるよう、新たなストーリーを紡いでほしいと、心から願っています。

●問い合わせ先 <https://angel-hitosagasi.com/>

●電話番号/FAX 03-3365-0015(大代表)
03-3365-1758(代表)
03-3365-1750(FAX)



●社名 株式会社児玉総合情報事務所
1948年(昭和23年)創業
東京都公安委員会届出 第30070179号

●住所 〒164-0003 東京都中野区東中野5-3-1 関口ビル3階

●所属団体 一般社団法人日本調査業協会
一般社団法人東京都調査業協会
世界探偵協会(WAD)

速やかに役立つ 知識の提供を 心掛けます



- 探偵・調査業務 企業防衛コンサルタント
- WEB 風評被害・怪文書対策 ■社内不正・元社員報復対策
- 企業・個人信用調査 ■反社会的勢力チェック、対策
- 土地所有者の親族探し、不動産関連調査
- 盗聴器発見調査 筆跡鑑定 不良探偵社対策
- 全国探偵社ご紹介、弁護士事務所・マスコミ各社ご紹介

W・A・D世界探偵協会加盟 (一社)日本調査業協会会員 第2162号
(一社)東京都調査業協会正会員 中野警察署中野防犯協会加盟(東京都中野区)

東京都公安委員会届出第30070179号

株式会社 児玉総合情報事務所

〒164-0003 東京都中野区東中野5-3-1 関口ビル3F

Tel: 03-3365-0015(代)



kodama-group.jp

新著
発売中

こんなにもおもしろい
探偵業の仕事

金澤 秀則 著 中央経済社 ¥2,178



株式会社MR

「真実を届ける」
それが私たちの使命です。

24時間
365日
相談無料

全国対応
14支店

創業
22年

お問い合わせはコチラ

☎0120-12-8888



東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー4階





TSM ツイセンモータース

探偵会社が運営するバイク屋です
 追跡専用メンテ・改造
 機材設置など、ご相談ください
TSM / ツイセンモータース 03-6659-5948
 東京都墨田区菊川3-13-5

創業1983年

信頼と実績の総合調査

- ・隠匿資産調査
- ・不貞関係調査
- ・デジタル機器解析
- ・筆跡印影鑑定
- ・企業個人信用調査
- ・その他調査全般



1都8県弁護士協同組合特約店

株式会社愛晃リサーチ

東京都港区新橋2丁目16番1号
 ニュー新橋ビル7階
 ☎ 0120-545-432

あなたの 「知らなくて損した」を 無くしたい

月曜と金曜20:00に
 「小さな相続」に特化した
 お役立ち情報をお届け中!

長年の経験に基づいて、
 みなさんが
 「迷いやすい」
 「間違えやすい」
 ポイントを、
 やさしく・わかりやすく
 動画で解説しています。



▶ YouTubeチャンネル

**小さな相続
 専門TV**

小さな相続専門税理士・さむらあきらこ



写真のこと、相談できます。

- 式典・公式記録・集合写真
- 広報・広告用イメージ撮影

他

各種撮影の御依頼にも
 撮影技術の御相談にも
 全力でお応え致します

株式会社道々楽者 ☎ 03-5962-7745
<https://www.ddrksya.com/>

代表 佐藤 太志朗



道々楽者
 D-D-Rakusya

Sky One ドローンサービス

赤外線ドローンで建物健康診断

工事業者に依頼する前に一度ご相談ください

建物オーナー様に寄り添った建物健康診断

水の侵入、外壁の浮きを調査

不具合を緊急度に別けて報告

より適切な修繕計画を作成

必要最小限の修繕費用で維持管理

その他、節税対策も提案できます！



TEL090-5490-2394

千葉県習志野市藤崎6-20-3

株式会社ピーチトレーディング

離婚や相続で不要になったお車
買わせてください！

どんな状態のお車も買い取り対応！

古い・動かない・キズだらけでも喜んで買います！

名義変更・書類手続きも丸ごとサポート！

司法書士、弁護士、税理士事務所からの依頼実績多数！

即日現金で支払い可能！

インターネット査定のような、しつこい営業一切ナシ！

関東、北関東
対応します

調査用の
レンタカーも
ございます

<https://peach-tr.com>

TEL047-407-0160

繋がらない時は080-7067-8118 まで！



まだ誰も知らない安心を、ともに。

あいおいニッセイ同和損保なら

夜間・休日も事故対応



夜間・休日でも、こんな対応ができるようになりました！

保険金をお支払いできるか
ばっちり
判断！



お車の損害状況を
確認して
すぐに
修理手配！



事故の相手方との
示談交渉も
しっかり
電話対応！



あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 <https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

疑うより、確かめる
その勇気を私たちが支えます



株式会社 葵

☎ 03-6336-6790

あおい総合調査 上野

東京都台東区上野7丁目 11-7 川村ビル402



公式サイトへ



報告書サンプル

～ より良い未来へ ～

< ご依頼の多い調査 >

- ✓ 浮気調査（不貞調査）
- ✓ 素行調査（個人さま・法人企業さま）
- ✓ 住居所調査（付郵便送達・公示送達）
- ✓ 裁判証拠資料の収集
- ✓ その他 調査全般



総合探偵事務所

ネクストムーブ

代表 日下部 徹（Kusakabe Toru）

nextmove-office.com



目黒駅から徒歩2分

TEL - お気軽にご連絡ください -

0120-725-258

※ お問い合わせ・お見積り（¥0 無料）
出張相談も承っております。

編集後記

明けましておめでとうございます。私が広報企画委員長を拝命して今号で3冊目の発行となりました。お忙しい中記事の執筆にご協力いただいた会員の皆様、関係省庁の皆様には改めて感謝申し上げます。

私事ではございますが今年度はチャレンジの年となりました。私は夫婦で探偵事務所を運営しているのですが、調査終了後にご依頼者様から「配偶者や恋人と別れた後どうしたら良いかわからない」「これからの人生が不安だ」等のご相談をいただくこともあり、何か出来ることはないかと考え結婚相談所を開業いたしました。

お客様に真摯に向き合う事はサービスの向上や事業発展に繋がります。

当協会でも今年度からSNS『X』のアカウント運用を始めました。協会設立から37年の蓄積されたノウハウや人的資源を積極的に活かし、協会の周知、会員への情報提供を行なっていきたいと考えております。今後も業界、協会の為に邁進してまいりますので『X』のアカウントをお持ちの方はフォローよろしくお願いいたします。

今号も都調協だよりのご愛読、有難う御座いました。



表紙写真
青梅市塩船観音寺つつじ祭り

一般社団法人 東京都調査業協会
広報企画委員長／野田 純之介

【広報企画委員会】委員長／野田純之介
副委員長／東野 光臣
委員／日下部 徹

消費者調査サポートセンターのご案内

消費者調査 サポートセンター

「どこにも頼るところがない」「誰に相談してよいのかわからない」と思った時には、まず、当協会の「消費者調査サポートセンター」へお気軽にご相談ください。調査のプロが親身になって対応致します。

【電話番号】☎ 0120-109-490

【メール相談】info@tochoukyou.jp

【無料相談フォーム】当協会ホームページ「相談窓口」

★★★相談無料・年中無休・24時間対応★★★



知っていますか？

同和問題（部落差別）のこと

同和地区（被差別部落）の出身という理由で様々な差別を受け、
基本的人権を侵害されている人々がいます。

部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

この法律は、現在もなお部落差別が存在することを明記し、
部落差別のない社会を実現することを目的として、平成 28(2016) 年に施行されました。

差別をなくすためには、
同和問題（部落差別）を正しく理解し、行動していくことが大切です。

<http://www.tochoukyou.jp>



一般社団法人

東京都調査業協会

【事務局】東京都千代田区岩本町2-6-12 曙ビル4階

TEL 03(3861)2301 (代表)

令和8年1月1日発行 第105号
発行所 一般社団法人 東京都調査業協会
発行人 東野 光臣
編集人 野田 純之介
制作 (有) Meditch
定価 330円